

令和7年第1回定例会（3月3日招集）

嘉 島 町 議 会 会 議 録

令和7年第1回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和7年3月3日（月曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明

- 1 議案第 6 号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 7 号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 8 号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 9 号 嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第10号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第11号 嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 8 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 9 議案第14号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について
- 10 議案第15号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）
- 11 議案第16号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算
- 17 議案第22号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計予算
- 18 議案第23号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 19 議案第24号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計予算
- 20 議案第25号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算
- 21 議案第26号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算
- 22 議案第27号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 時間になりましたので、ただいまより議会を始めたいと思います。皆さん、あらためましておはようございます。先日、行われました、嘉島町消防団出初式においては、皆さんご出席いただきまして誠にありがとうございました。生憎の天気となりましたが、無事に消防出初式が終わりしましたことを、出席していただきましたことを改めて御礼申し上げます。これより、議会に入ります。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和7年第1回嘉島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、8番 増岡 司議員、9番 川野 伸一議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月7日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議長報告

○議長（境野隆文君） 日程第3 議長報告となっております。

議長、一部事務組合、広域連合議会の概要につきましては、それぞれの所属議員から報告書が提出されています。なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照下さるようお願い申し上げます。12月定例会以降、議長あてに提出された陳情書につきましては一覧表のとおりであります。令和6年度定期監査結果及び12月から2月までの例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されております。

以上で議長報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

○議長（境野隆文君） 日程第4 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

議案第 6 号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第14号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について

議案第15号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）

議案第16号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算

議案第22号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算

議案第24号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計予算

議案第25号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算

議案第27号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算

以上の22件を一括して議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） みなさん、おはようございます。本日は足元が悪い中に、またお忙しい中に全員ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、提案理由の説明を行う前に町政報告等を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、施政方針を述べさせていただきます。本年度も、嘉島町は熊本市に隣接しており、都市近郊にありながら、自然環境に恵まれていることから自然の豊かさと都市的機能の調和したまちづくり、「活力とうるおいに満ちた田園文化都市－住んで良かった！水の郷 嘉島－」を基本理念としてまちづくりを進めてまいります。

それでは町政報告を行います。

令和7年度当初予算について、本定例会に提案しております一般会計の来年度予算は、総額80億2千900万円となっており、今年度の一般会計と比較して4.9%、4億1千200万の減としております。

歳入につきまして、自主財源である町税を前年度比2.8%、5千百万円増の18億7千900万円と見込んでおり、新型コロナウイルスの流行後は、伸び悩んでいるものの堅調に増加しており、今後も経済活動の復調や賃金上昇を背景に増加傾向で推移するものと予想しております。繰入金については、前年度比6.6%の10億7千600万円としており、主なものとしては、ふるさと応援寄附基金繰入金が5億4千万円、町政調整基金繰入金が4億2千万円であります。また、寄附金ですが、ふるさと寄附金と併せて、引き続き寄附金の増加を目指し、積極的に取り組んでまいりる所存でございます。

なお、前述の要因により、自主財源の割合は前年度比3.3%増の45.3%となっております。

一方、依存財源としましては、地方交付税を12億5千万円、国庫支出金を14億2千万円と見込んでおります。依存財源の割合は、町債が40.6%、5億2千400万円減の7億6千200万円となったことで、54.7%と前年度比3.3ポイント減少しております。

次に歳出ですが、目的別経費で見ると、前年度と比較して総務費が11.5%、土木費が19.2%、公債費が7.7%増加しており、商工費が32.5%、教育費が36.5%減少しております。性質別経費では前年度比、公債費が7.7%、物件費が10.7%、維持補修費が55.9%増加し、普通建設事業費が29.4%の減少となっております。

代表的な事業としましては、嘉島東小学校校舎増築事業5億9,144万3千円、嘉島東部台地土地区画整理事業4億418万円、嘉島中学校改修事業2億4,493万1千円、道路橋梁新設改良事業2億636万4千円が挙げられます。

このほか、来年度は学校給食費の一部無償化として、学校給食費補助金4,625万5千円を計上いたしました。これは、小中学校に通う児童・生徒の第1子は給食費の半額を免除し、第2子以降の児童・生徒については、無償化を行うことにより、子育て世帯を支援するもので、将来的には完全無償化の実現を目指しております。

財源としましては、堅調に伸びてきている町税及びふるさと寄附金が考えられますが、来年度は全額をふるさと寄附金のうち、寄附金の使途を「教育の推進に関する事業」としてご寄付いただいた分から充当することとしております。なお、「教育の推進」分として今年度充当している事業すべてに来年度も充当できていることから、本補助金に充当することによる既存事業への影響はないものと考えております。

今後も、ふるさと納税や企業誘致等への取組みを強化し、税収増を図り、更なる自主財源の確保に努めてまいります。

学校給食無償化の実現には、議会による予算の議決が必要です。議員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

最後に、本町の財政状況ですが、財政指標に着目すると、令和5年度決算で財政力指数が0.61、経常収支比率86.3、実質公債費比率10.7、将来負担率66.7となっており、不斷の努力により比較的健全な財政状況ではありますが、財政力指数は低下傾向、実質公債費比率は上昇傾向であり、来年度発行予定分までみますと、令和11年度にピークを迎えることとなりますが、今後も起債は不可避であり、後年度で更なるピークがくると考えられます。さらに今日の物価高騰や賃金上昇により、経費は増していく一方であり、非常に厳しい行財政運営が予想されます。

そのようななか、歳出の抑制はもちろんのこと、嘉島町に住みたいと思えるような施策を推進することで人口増加を図り、先ほど述べましたように企業誘致やふるさと寄附金に注力することで歳入増に努めるとともに、地方自治法にもありますが、常に組織及び運営の合理化に努めながら、最小の経費で最大の効果を挙げるべく、職員一人ひとりが経営者意識、責任感をもって健全な財政運営に努めてまいります。

引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年度物価高騰対応重点支援について、国が令和6年11月22日に閣議決定した、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づき、物価高の影響を受ける低所得者世帯等への支援として、住民税非課税世帯一世帯あたり3万円を支給します。

また、上記に該当する子育て世代に対し、その世帯員である18歳以下の児童一人あたり2万円を加算します。初回振込みは3月上旬に予定しています。

乗合タクシー「ゆうすいGO」の改善について、昨年実施した乗合タクシー利用者アンケート結果では、便数の少なさや定時制が確保できないなどのご意見がありました。

改善策の案について嘉島町地域公共交通会議で審議いただき、自宅から指定乗降所までの往路及び指定乗降所から自宅までの復路について、それぞれ1日1便増便することを決定しました。

往路については14時、復路については16時の便を増便し、3月1日より運行を予定しております。

また、指定乗降所についても嘉島町文化センター（西村集会所）を追加し、イオンモール熊本の東側（イオン熊本店前）にもう1箇所追加しました。

今後も住民のニーズを把握しながら、可能な範囲で増便や指定乗降所の追加の検討を行い、利便性の向上を図りたいと考えております。

通学路の安全対策について、嘉島中学校の北側に位置し、東西に延びる町道となる上島下六嘉線道路改良事業の進捗状況です。起点は上島側で、中学校西側から東方面に向かい、嘉島ふれあいセンターイースト（旧嘉島東幼稚園）付近が終点となる約1.3kmが事業予定範囲となります。

通学路交通安全プログラムにおいて、危険・要注意箇所であることに受け、主に中学校生徒の登下校時の安全性を確保する目的で歩道整備を行う予定です。

昨年末には地権者に対して、道路線形案をお示しする事業説明を行い、2月18日から19日には土地の境界確認のための現地立会いを実施しました。

整備計画断面は事業範囲の地形・地物を考慮し、道路の南側へ約2.5mの歩道を設置する予定としています。

嘉島町洪水ハザードマップの更新について、令和3年に作成しました嘉島町洪水ハザードマップを令和6年10月時点の最新情報を基に更新しました。

今回の更新を行いましたハザードマップは更新内容に関係のある5つの行政区（下六嘉区、井寺区、北甘木区、上六嘉区、西村区）に対して、昨年末に配布しております。

更新内容は、熊本県の管理河川である天水川の浸水想定区域（北甘木地内の一部）を新たに追加したほか、矢形川・木山川の浸水想定区域（三郎無田地内の一部）及び土砂災害警戒区域等が追加されております。

最新の嘉島町洪水ハザードマップは嘉島町ホームページからも閲覧ができます。また、より詳しい情報は熊本県土砂災害情報マップから確認することができます。

米・大豆の作付け目安について、2月7日に行われた嘉島町地域農業再生協議会において、令和6年度の普通作作物の生産状況を鑑み、農家の所得安定のため、令和7年度の主食用米と大豆等転換作物の生産面積割合を昨年同様、3：7を目安に水田面積690haに対し、水稲作付面積202ha、転作面積488ha、転作率70.7%としました。

また、品質と収量を確保しつつ、取り組んでいくことに決定しました。大豆の作付けについても、昨年と同様に集落単位での団地化から更に広域的な町全域での団地化・ブロックローテーションに取り組んでいきたいと思っております。

有機フッ素化合物の状況について、全国または県内でも有機フッ素化合物の暫定目標値を超える事例が相次ぐなか、嘉島町では今年度、県の調査1箇所と町独自の地点調査4箇所を実施しております。

5箇所の地点におきましては、暫定目標値を上回る箇所はありませんでした。この調査結果につきましては、町ホームページなどで3月中に公表を予定しております。今後も関係機関と連携を図りながら、調査を実施してまいります。

上益城5町のごみ処理施設について、現在、上益城広域連合にて建設予定地の概略予備設計が発注されており、図面の作成や概算費用の算出が行われております。

また、民間事業者「株式会社シムファイブス」において、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントを実施されており、令和7年6月頃に準備書が公表される予定です。

その後は、評価書段階へと進み、令和8年3月までに環境アセスメントが完了する予定です。

今後も各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗など随時情報発信しながら事業を進めてまいります。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗状況について、本年度は活断層等の影響のありました、1-1工区の換地設計を行い、権利者の皆様への周知説明を実施し、仮換地指定通知を送付しております。

今後は、1-1工区南側の造成工事を進めながら、並行して2工区に関する権利者の皆様に順次説明を進めてまいります。

学校施設の整備について、年度内に竣工を予定している各学校における工事のうち、嘉島中学校校舎改修他工事については、特別教室棟雨漏り改修、バリアフリー対策改修等を終え、2月18日に竣工しました。その他のエレベーター設置工事などについても3月中に竣工を予定しております。

井寺古墳の災害復旧状況について、平成28年熊本地震により、被災した井寺古墳につきましては、1月下旬に石室内の安全措置装置の設置が完了したことから、専門家による目視調査を行いました。その後、専門家による検討委員会を開催しましたが、古墳の損傷が想定していた以上に進んでいることから、今後も文化庁などに相談しながら慎重に進めてまいります。

社会教育関係イベントについて、1月12日に町民会館ホール「アクア」にて、二十歳を祝う会が開催され、73名の参加がありました。

また、2月9日に第51回郡市対抗熊日駅伝大会が開催され、本町から3名の選手が上益城郡チームのメンバーに選ばれ、うち高校生1名が大学生や社会人が走る、いわゆるエース区間で力走をみせました。

先ほど、議長のほうからお話がありました、消防団の出初式は大変お世話になりました。雨天のため一部の競技を除いて、町民体育館で行いました。議員の皆様、来賓の方々を案内して開催となりました。木村団長以下、211名の団員が出動して、通常点検、球落とし競技などを繰り広げ、日頃の訓練の成果を競い合いました。優勝は通常点検の部、球落とし競技の部いずれも第一分団、第二分団下六嘉でございました。

以上で町政報告を終わります。

それでは、引き続き提案理由の説明を行います。

○議案第6号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

分掌事務を見直すことにより行政組織の効率化を図るため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第7号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第8号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件の議案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第9号 嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

施設利用者の利便性の向上を図るため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第10号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を

求めるものであります。

○議案第11号 嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消防団員数の減少により、条例定数と実団員数に乖離が生じていることに伴い、実情に応じた適正な定数管理を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されること

に伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律が公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第14号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について

町道認定について承諾したいので、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第15号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）について

令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,483万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,752万3千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第16号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ565万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,265万8千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,499万1千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,350万3千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款水道事業収益、第1項 営業収益に24万円、第2項 営業外収益に7千円追加し、総額を5,606万3千円としまし

た。

支出においては、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用から154万6千円減額し、総額を5,413万2千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第1款 資本的収入、第2項 企業債から1,110万円、第4項 県補助金から555万2千円減額し、総額を4,323万1千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費から121万4千円減額し、1,123万5千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益から542万円減額し、総額を4億7,309万3千円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用から356万5千円減額し、総額を4億3,367万4千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第1款 資本的収入、第4項 国庫補助金に87万円追加し、総額を4億1,714万3千円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費から54万1千円減額し、総額を5億8,776万9千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費から279万7千円減額し、1,832万2千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的支出予算の補正金額の詳細につきましては、令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算について

令和7年2月公表の内閣府の月例経済報告によれば、我が国経済は「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」との基調判断がなされております。

また、政府は、政策の基本的態度として、「経済財政運営に当たっては、デフレ脱却を確かなものとするため、『経済あつての財政』との考え方に立ち、『賃上げと投資が牽引する成長型経済』を実現していく。」としております。

地方財政については、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずるとしております。

本町においては、宅地開発による定住促進及び企業誘致による雇用創出の取組により、人口は増加を続けており、人口増加率でも県内で上位に位置するなど発展を遂げております。一方で、公共施設の老朽化や児童・生徒の増加に伴う公立学校の教室不足といった課題に直面する中、嘉島町総合計画及び嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた重要政策を着実に推進するため、各種施策の優先順位の厳しい峻別により重点化を進め、事務事業の見直しや再構築はもとより、歳出全般にわたり更にスリム化・効率化を聖域なく進める必要があります。

依然として厳しい地方財政の状況下ではありますが、これまで取り組んできたまちづくりの成果によって、健全な財政運営の維持に努めてきたところであり、嘉島町総合計画の基本理念であります「活力とうるおいに満ちた田園文化都市－住んで良かった！水の郷 嘉島－」を着実に実現するため、学校教育施設整備事業、土地区画整理事業をはじめとする都市計画関連事業、上下水道整備事業、農業振興等の諸事業、更には高齢化等による社会保障事業、少子化に対する施策やこども子育て支援など、多くの政策課題を着実に進めていかなければなりません。

以上のような基本的考えの下に令和7年度の一般会計予算の編成を行いました。

予算規模につきましては、80億2,974万4千円となり、前年度に比べ4億1,275万2千円（率にして4.9%）の減となりました。

歳入につきましては、町税や繰入金等の自主財源45.3%に対し、地方交付税、国・県支出金、町債等の依存財源54.7%の構成となり、自主財源の総額は前年度に比べ8,758万8千円（率にして2.5%）の増となりました。

自主財源の軸となる町税は、町民税、固定資産税及び軽自動車税等の増に伴い前年度比2.8%増の18億7,935万2千円を見込額として計上しました。その他、分担金及び負担金6,096万6千円、使用料及び手数料6,608万8千円を現行制度により、また、財産収入318万1千円、寄附金4億8,100万円及び諸収入3,398万4千円を見込額として計上しました。繰入金10億7,677万8千円のうち4億2,000万円は、一般財源の不足額を補うため財政調整基金を取り崩し、その他、ふるさと応援寄附基金5億4,000万円等を繰り入れるものであります。繰越金は3,000万円としました。

一方、依存財源としまして、地方交付税に前年度比2.5%増の12億5,000万円を計上したほか、国・県支出金には、施設型給付費負担金5億9,250万円、障害児施設給付費負担金1億2,375万円等を含む19億7,422万1千円、地方譲与税4,150万6千円、利子割交付金65万円、配当割交付金311万5千円、株式等譲渡所得割交付金722万1千円、法人事業税交付金1,620万5千円、地方消費税交付金3億446万4千円、環境性能割交付金636万7千円、地方特例交付金2,696万7千円、交通安全対策特別交付金147万9千円をそれぞれ交付基準に基づき計上しました。町債7億6,620万円は、学校教育施設等整備事業債5億1,840万円及び長寿命化事業債6,300万円等を借り入れるものであります。

次に歳出について、性質別に説明いたします。性質別には義務的経費39.7%、經常的経費26.0%、投資的経費22.0%に大別されます。

義務的経費31億9,007万6千円のうち、人件費につきましては、現給を基礎として8億3,802万8千円を計上しました。扶助費は交付基準により15億7,997万4千円、公債費は償還計画に基づく元金及び利子の償還金を7億7,207万4千円計上しました。

經常的経費に20億8,111万円計上しました。物件費につきましては、10.7%の増となり、維持補修費につきましては55.9%の増となりました。また、補助費等につきましては5.4%の増となりました。

投資的経費に17億7,155万8千円計上しました。普通建設事業費は、嘉島東部台地土地区画整理事業費、嘉島東小学校増築事業費及び中学校給食配膳室増築事業費などで、29.4%の減となりました。

そのほか、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金として3億7,617万5千円、積立金4億8,145万6千円を計上し、予備費は3,994万7千円としました。

予算の内容につきましては、別途予算説明資料を添付しております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を4億円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第22号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計予算について

急速な少子高齢化社会の進展に伴い、社会環境が大きく変化する中で、わが国の社会保障、特に医療費の増大は、直面する大きな課題となっております。

平成30年度からは、国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事務の確保等、国民健康保険事業運営の中心的役割を担っており、持続可能な医療保険体制を構築するためには、引き続き市町村も大きな役割を担っていくことが求められています。

令和6年12月31日現在、国民健康保険世帯数1,061世帯、被保険者数1,632人であります。前年同期に比べ47世帯の減、被保険者104人の減となっております。

保険者に義務化された特定健康診査・特定保健指導については、受診率及び実施率の向上を図り、生活習慣病の発症及び重症化の予防に引き続き取り組んでまいります。また、医療費適正化のため、保健事業に積極的に取り組むことにより、均衡のとれた保険財政運営ができるよう、なお一層の努力をしていかな

ければならないと考えております。

これらを踏まえ、令和7年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,260万3千円としました。

歳入につきましては、保険税等の自主財源が19.3%、県支出金等の依存財源が80.7%の割合となっております。

自主財源の軸であります保険税は、総額で対前年度比2.8%減の1億9,634万7千円を見込額として計上しました。この中には介護保険事業の納付金及び後期高齢者支援金分が含まれております。また、使用料及び手数料4万円、財産収入5千円、繰入金のうち、基金繰入金に100万円、諸収入11万1千円をそれぞれ計上し、繰越金は1,794万3千円としました。

依存財源として、県支出金7億3,080万2千円を計上しました。

繰入金のうち、一般会計繰入金6,635万6千円は、保険基盤安定、出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業等に充当するため計上しました。

歳出につきましては、総務費に1,390万5千円、保険給付費に7億739万5千円計上しました。国民健康保険事業費納付金に2億5,568万2千円、共同事業拠出金1千円、保健事業費2,228万2千円、基金積立金5千円、諸支出金100万2千円を計上し、予備費を1,233万1千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8,000万円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第23号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

貸付事業制度は、平成8年度に終了し、貸付総数87件のうち65件は既に完済され、昨年度までに3件を不納欠損として処理しました。残る19件は依然長期滞納となっておりますが、うち1件はある程度順調な返済がなされております。長期滞納の中には、償還者死亡や熊本地震により消失した家屋もあることから、今後、滞納者と個別に相談を行い、計画的な返済を求めていかなければなりません。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万円としました。

歳入のうち、1款 繰越金20万円は、前年度繰越金であります。

2款 諸収入10万円は、貸付金元利収入であります。

歳出のうち、1款 事業費16万円は、物件費であります。2款 予備費を9万円計上しました。3款 諸支出金5万円は一般会計への繰出金であります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第24号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計予算について

介護保険制度は、創設から23年が経ち、要介護（要支援）認定者数は制度創設時の2倍を超え、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるしくみとして定着、発展してきました。高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展する中、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、更にはその先の高齢者人口がピークとなり現役世代が急減する2040年を見据えて、高齢になっても住み慣れた地域で活力と生きがいを持って暮らせるよう、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の考えを踏まえ、継続して医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

今後も地域包括支援センターと連携を密にし、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができるような支援を継続してまいります。

令和6年12月31日現在、65歳以上の第1号被保険者数は、2,582人、介護保険の認定者数は533人、そのうち介護サービスの利用者が410人となっており、その内訳は居宅サービス利用者が312人、地域密着型サービス利用者が46人、施設サービス利用者が52人となり、介護給付費の伸びも年々増加しています。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,277万9千円としました。

歳入につきましては、保険料等の自主財源が20.0%、国庫支出金等の依存財源が80.0%となっております。

自主財源として、保険料1億5,750万5千円、使用料及び手数料1万円、財産収入1万円、諸収入2万円を見込額とし、繰越金として3,000万円を計上しました。

依存財源として、国庫支出金2億1,036万7千円、支払基金交付金2億3,169万円、県支出金1億2,037万円をそれぞれ交付基準により計上しました。繰入金は、一般会計及び介護給付費準備基金から1億9,280万7千円を繰り入れるものであります。

歳出につきましては、総務費に2,664万7千円、保険給付費に8億2,540万円、基金積立金1万円、地域支援事業費4,314万9千円、

諸支出金377万8千円を計上し、予備費を4,379万5千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第25号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算について

高齢者の医療の確保に関する法律において、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートして18年目を迎えます。

町としましては、運営主体である後期高齢者医療広域連合と一体となり、その役割を分担しながら業務を進めてまいります。

令和6年12月31日現在、対象者は1,452人ですが、前年同期に比べ46人増加しております。

令和7年度の予算は、現対象者を基本に歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,193万6千円としました。

歳入につきましては、自主財源として後期高齢者医療保険料1億3,751万3千円及び諸収入等465万6千円の78.1%に対し、依存財源は、一般会計繰入金3,976万7千円で21.9%の構成比となっております。

歳出につきましては、総務費に495万円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,236万6千円、保健事業費431万9千円、諸支出金に20万1千円計上し、予備費を10万円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円としました。

なお、歳入歳出予算の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第26号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算について

簡易水道事業につきましては、令和3年10月から給水を開始し、順次整備を進めております。

令和6年度につきましては、北甘木地区に配水管布設工事を実施しました。

令和7年度につきましても、東部台地土地区画整理事業区域とその周辺部で整備を進めていく予定としております。

第2条 業務の予定量は、給水戸数108戸、年間総給水量2万736 m^3 、1日平均給水量56.88 m^3 を予定しています。また、主な建設改良事業として、配水管布設工事を予定しています。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的収支予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」に、その性質によって区分して内容を明確にしています。

第3条 収益的収支予算につきましては、収入総額6,634万1千円、支出総額6,634万1千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に384万3千円、第2項 営業外収益に6,249万8千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に6,117万6千円、第2項 営業外費用に316万5千円を計上し、第4項 予備費を200万円としました。

第4条 資本的収支予算につきましては、収入総額6,877万2千円、支出総額6,782万4千円としました。

収入につきましては、第1項 出資金に1,342万2千円、第2項 企業債に3,690万円、第3項 国庫補助金に1,845万円を計上しました。

支出につきましては、第1項 建設改良費に6,120万6千円、第2項 企業債償還金に661万8千円を計上しました。

第5条 企業債につきましては、起債の目的は簡易水道事業、限度額は3,690万円、起債の方法は、証書借入としました。利率及び償還の方法は記載のとおりです。

第6条 一時借入金の限度額は、3億円としました。

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用及び建設改良、企業債償還金の間の流用としました。

第8条 議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,578万2千円としました。

第9条 簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へと補助を受ける金額は、5,218万1千円としました。

第10条 たな卸資産の購入限度額は、69万円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

○議案第27号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算について

下水道事業につきましては、平成17年9月に供用を開始し、順次整備を進めております。

令和6年度におきましては、西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠築造工事を実施しました。令和7年度におきましても、引き続き西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠等の整備を進めるとともに、浄化センターの水処理施設増設に伴う基本計画を進めていくこととし、予算編成を行いました。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的収支予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」に、その性質によって区分して内容を明確にしています。

収益的収支予算につきましては、収入総額4億7,462万6千円、支出総額4億4,977万9千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に1億8,525万円、第2項 営業外収益に2億8,937万6千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に3億9,421万2千円、第2項 営業外費用に5,346万7千円、第3項 特別損失に10万円を計上し、第4項 予備費を200万円としました。

資本的収支予算につきましては、収入総額5億50万円、支出総額6億7,713万2千円としました。

収入につきましては、第1項 出資金に7,600万円、第2項 企業債に1億9,350万円、第4項 国庫補助金に2億3,100万円を計上しました。

支出につきましては、第1項 建設改良費に4億9,342万8千円、第2項 企業債償還金に1億8,270万4千円を計上し、第5項 予備費を100万円としました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,663万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,340万5千円、当年度分損益勘定留保資金1億3,302万1千円、減債積立金2,020万6千円で補てんするものとします。

一時借入金の限度額は、4億円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,690万8千円としました。

下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億4,300万円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。明日4日と明後日5日は議案調査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって明日4日と明後日5日は休会と決定しました。次会は6日木曜日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集下さい。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、議員の皆様方に置かれましては、議員控室のほうにご参集ください。

散会 午前11時20分

令和7年3月4日（火曜日）

休 会

令和7年3月5日（水曜日）

休 会

令和7年第1回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和7年3月6日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第 6 号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 7 号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 8 号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 9 号 嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第10号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第11号 嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 8 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 9 議案第14号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について
- 10 議案第15号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）
- 11 議案第16号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 皆さん、おはようございます。先日は季節の変わり目、啓蟄という時期に参りましたが、なかなか暖かくなならない今日の日々でございますが、議員各委員におかれましては、全員出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和7年第1回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（境野隆文君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問は、7名の議員から通告がっております。順次質問を許します。まず、1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） おはようございます。1番 春日でございます。通告によりまして、質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。河川改修要望事項についてお尋ねします。

嘉島町は水害常襲地帯として長年苦勞してきましたが、河川改修事業の成果により発展した町として国土交通省において全国にPRされたことも遠い過去の出来事になりつつあります。本議会においても過去に内水対策などの治水関連の質問が行われていますが、今回は現状及び今後の活動について質問します。

まず一点目です。当時、本町の水害は加勢川の氾濫が主な要因となっておりますが、平成16年に河川のショートカット、無築堤状態からの堤防整備及び内水対策として4基の排水機場と7つの樋管の整備が行われ、概成を果たしました。

この概成には「河川改修に終わりはない」という意味も含まれており、前町長が緑川改修期成会会長として流域首長の先頭に立ち、長年にわたり要望活動を続けてこられました。近年、嘉島町に関連する河川改修事業への要望は排水機場の能力向上（倍化）という内容で活動されていたと思いますが、現在の要望はどうなっているのか。甲佐町のホームページでは期成会会長として甲佐町の要望事項を報告されています。

続いて2点目です。昨年、河川整備計画変更について公聴会等が開催されましたが、嘉島町に関するものは河道掘削だけでしょうか。

最後の3点目です。熊本地震後の加勢川左岸堤防については大六橋から数百メートルは改修が行われていますが、近隣住民からは無田川樋管より下流は手つかずとの声も聞きます。町は定期的に熊本河川国道事務所と意見交換も行っているようですが、この点に関する現時点の要望などはどうなっているのか。

建設課長の意見と今後の活動をお教えください。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本です。よろしく申し上げます。1番 春日議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の緑川改修期成会要望内容に関してお答えします。

毎年、夏と秋の年2回、2市6町で構成する期成会員とともに国土交通省、財務省の両本省へ出向き、また県選出国會議員に対して要望活動を行っております。そのなかにおいて、ご質問にある排水機場の能力向上のほか、特に本町に関係性の強い要望は次に述べる内容となります。

一、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3年度から令和7年度）後も継続的・安定的に国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保すること。

一、河川管理施設を適正に維持管理するとともに、計画的な老朽化対策並びに排水機場の遠隔操作及び完全自動化の導入を推進し、機能の維持向上を図ること。

一、安全で安心できる緑川水系を目指すため、頻発する災害に対しては、災害が発生した後追いで対応するのではなく、減災という基本思想のもとに着実に堤防等の整備をすすめること。

一、危機管理体制の構築などのソフト対策と堤防整備などのハード対策を両立させ、両輪として着実に進めることが防災対策として重要であるため、ハード・ソフト対策を一体的に協力で推進すること。

一、着実な治水整備や的確な維持管理、危機管理の充実、市町村への技術的支援等の国土教示かを資するため、整備局職員、事務所職員の人員を拡充し、体制強化を図ること。

一、緑川水系の河川改修及び河川管理について、以下を実施すること。

- ・支川加勢川の流下能力向上（河道掘削の推進）

- ・市町が計画する内水対策への取り組み

- ・治水上支障となる河道内の土砂体積や繁茂する樹林に適切に対策し、利活用促進にもつながる河川管理の推進

などとなります。

続きまして、2点目の緑川水系河川整備計画変更に関する公聴会についてお答えします。

昨今の気候変動がもたらす異常気象を想定し、これまでの治水計画のありかたを見直す必要が生じています。これを受け、河川管理者である国土交通省並びに熊本県が主体となり、昨年8月に緑川水系河川整備計画変更に伴う公聴会が開催されました。

整備計画変更の全体的な流れは、まずはじめに令和6年6月に変更原案が公表され、同時にパブリックコメント（意見公募）が行われました。その後、各所で公聴会の開催とそれらで出た様々な意見を踏まえた学識者懇談会が行われ、変更案が固まったあと、関係機関への照会並びに関係地方公共団体の長の意見を組み込み、内容が変更された緑川水系河川整備計画が令和7年1月31日に公表されました。

この河川整備計画とは、河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容（計画対象期間：30年）として河川整備計画の目標に関する事項や河川整備の実施に関する事項が定められており、平成25年1月に策定されています。

また、この計画の上位には河川整備基本方針が存在しますが、こちらは長期的な河川整備の最終目標として当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針や河川整備の基本となるべき事項が定められており、平成20年7月に策定されています。

先ほど、「昨今の気候変動がもたらす異常気象を想定し、これまでの治水計画のあり方を見直す必要がある」と申し上げましたが、現状のCO2削減やカーボンニュートラルなどの取り組みにより、気温上昇を2℃抑えるシナリオであっても、2040年頃には降水量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になるとの予測があり、現行の治水対策が完了したとしても治水安全度は目減りすると想定されております。これを受け、河川整備計画等についても、気候変動を踏まえ安全度を維持するための目標外力の引き上げが必要と考え、今回の河川整備計画変更が実行されました。

ご質問の本町に関連する事項におきましては、①緑川下流区間における河道掘削及び樹木伐採、堤防強化対策、横断工作物対策 ②加勢川における河道掘削 ③矢形川における堤防整備及び河道掘削 ④緑川ダムの操作ルール変更が盛り込まれております。

最後の3点目、加勢川堤防に関する質問についてお答えします。

国土交通省熊本河川国道事務所では、週2回の河川巡視や年1回の堤防の点検にて、堤防等の変状把握を行い、堤防の機能に支障が生じる箇所については補修を実施していると同っています。

なお、堤防機能への影響が低い箇所についても、経過監視を行い、施設被害や機能不具合等が進行した際には必要に応じて対策が実施されています。

熊本地震での被災と思われる箇所については補修が完了していますが、引き続き上記同様の経過監視を行なっていくこととなっております。

河川管理施設の適切な維持管理と老朽化対策については、嘉島町としましても、引き続き国に要望してまいります。

以上で答弁をおわります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいま建設課長のご回答大変ありがとうございます。

これまで、嘉島町にとって、水害は忘れ去られようとしておりますが、これからの洪水対策として大変重要かと思っておりますので、また、河道掘削におきましても上流江津湖等の水位の低下、水田の枯渇化などの諸問題も多々あるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。また、排水機場4基のポンプの毎秒3tの倍増、毎秒6tの機能拡張も併せて内水対策として、やはりそれだけの降水量を予測されるのであれば嘉島町は内水対策が一番重要と思っております。今後も前町長が緑川期成会長として一生懸命に努力されていた期成会活動に補佐役として活動されていた橋本建設課長におかれましては、これまでの要望活動を

更に進めていただき、安全・安心なまちづくりに努めていただくようお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

給食費の無償化についてでございます。給食費の無償化については12月定例会で2名の議員から一般質問が行われました。その中で学校給食法の定義で、学校の設置者と保護者の費用の分担が定められていることはご承知のとおりで、町長は「公約だから是非とも実現したい」と発言され、回答としては子育てしやすいまちづくりのために、まずは第1子 半額免除、第2子以降は無償化を行い、段階的に拡充したい。そのためには4,900万円の予算が必要で、完全無償化では6,800万円になり、財源はふるさと納税や企業誘致等を進め、更なる財源確保に努め、行財政改革の積極的な推進を図ること、そして国・県の動向を注視し、進めたいとのことでした。私も、議員に就任したのち、すぐに町長の選挙公約である給食費無償化について令和5年12月の時点で視写のために調査をしました。当時で概ね小中学校給食の毎月1,170食で年に換算して6,600万円。認可保育園等の副食費が3歳児以上で月額4,700円の約400名で年に2,250万円。合計で8,850万円と推計をし、令和6年度予算として計上された場合、財源はどうするのか大変危惧したところでございます。これまでの町の新規事業推進においては、単年度事業や長期的な事業の区別は必要ですが、まずは財源の確保が最優先課題で交付金、補助金及び自主財源の目処がたつて、初めて事業実施の検討結果を議会へ説明されておりました。町政にとっては当然のことだと思います。この度の給食費無償化については、これまで検討していきたいとの発言はあったものの、議会での一般質問が出るまで検討結果の報告もなく、12月議会での回答は事業に対して、あまりにも短絡すぎるのではないかと心配するところです。12月の回答に基づいて次の質問をいたします。

1. 財源についてはふるさと納税や企業誘致、更には行財政改革を進めることでしたが、これらは全て流動的でこれからのことであり、恒久的な財源とならないと思われるが、また、国・県の施策を注視してとの回答もあったが、特に国の動き施策を待って進めるべきではないか。

2. 対象者は町学校給食提供の児童・生徒となっているようだが、「子育てに優しい町づくり」を提唱し、公費を投入するのであれば、認可保育園等の副食費や町外に通学・通園する児童・生徒、幼稚園及び認定こども園の給食費や副食費も対象としなければ、公平、公正な行政とは思えないと思われるが。

3. 段階的に拡充を図るとのことであったが、どのような計画を持っているのか。

4. 物価上昇は今後も続くと思われるが、これまで保護者から徴収された給食費で提供できたのは令和4年度までで令和5年度は370万円、令和6年度では910万円ほど不足し、公費負担が予定されるようであり、給食費の単価は変わると思われるがどうされるのか。

私は今日までの議会質問では、公平公正の行政の主観として質問してまいりました。あらゆる方向性を検討することが重要で、その説明もまた必要であると思います。以上、4点について質問いたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。1番 春日議員にお答えします。

学校給食の無償化は、町長選挙の際の私の公約であり、子育て支援策の柱として訴えてきました。前回の12月議会で述べましたとおり、町の財政状況を考慮して、令和7年度4月から一部無償化を実施したいと考えています。具体的には、児童・生徒のうち第1子は給食費の半額を免除し、第2子以降については全額免除とするものです。今議会に提案しております、来年度当初予算案に給食費の一部無償化に対応した予算約4,600万円を計上しています。これらのことを踏まえて、春日議員の質問に答弁させていただきます。

まず1点目、「ふるさと納税寄附金などは恒久的な財源とならないのではないかと。特に国の動き施策を待って進めるべきではないか。」との質問についてお答えします。

本議会初日の町政報告で申し上げたとおり、厳しい財政状況の中ではありますが、給食費の一部無償化を含む、来年度当初予算案を編成することができました。一般会計予算案においては、恒久的財源である町税は今年度比2.8% 約5,100万円の伸び、ふるさと納税寄附金についても4.3% 約2,000万円の伸びを見込んでいます。今後とも、企業誘致による税収増や雇用の確保、ふるさと納税寄附金の確保や行財政改革を進めていきたいと考えております。

また、国の動向については、昨年12月23日、3党合同で給食費の完全無償化を目的とする学校給食法改正案を提出されたほか、石破首相は2月17日以降数回にわたり衆議院予算委員会で小学校給食の無償化について「令和8年度以降できる限り早期の制度化を目指したい」と表明し、中学校給食についても「可能な限り速やかに実現したい」と答弁されているところです。

このような国の動きが、給食費無償化の追い風になることを期待していますが、少なくとも来年度は国

の制度化は見込めないものと考えており、当面は12月議会で答弁した内容での給食費の一部無償化を早期に実施したいと考えています。

2点目、「町外に通学・通園する児童・生徒、幼稚園及び認定こども園の給食費や副食費も対象としなければ公平、公正とはいえないのではないか。」との質問についてですが、まず、町外の小中学校への通学や、不登校の状況にあることなどにより、本町の給食を受けられない、本町に住む児童・生徒については、公平性の観点から給食費一部無償化相当額について保護者に補助を行う方向で検討いたします。また、幼稚園、保育所及び認定こども園に通う子どもたちの副食費の無償化については、今後研究していきたいと考えております。

3点目、「段階的に拡充を図るにあたって、どのような計画を持っているか。」との質問についてです。

まずは、町の財政状況を考慮し、来年度、給食費の一部無償化を実施し、町の財政状況や、先ほど触れた国の動きなども見極めながら拡充していきたいと考えています。

4点目、「物価上昇に伴い、給食費の単価は変わっていくと思われるが、どうするのか。」との質問についてお答えします。

来年度から給食費の一部無償化を実施するための予算作成にあたっては、まず実際に必要となる給食費単価を算定し、そのうえで保護者や町の負担額・所要額を計算しており、具体的には月額で小学生4,900円、中学生5,400円が必要であると算定しています。議員の質問の中にあるとおり、令和5年度、令和6年度は物価高騰に係る臨時交付金を財源として学校給食費補助金を支出し、保護者の負担を軽減しています。本年度、保護者から納入していただいた月額は小学生4,200円、中学生4,700円であり、平成31年度から据え置いている状況です。

来年度予算案についても、実際の所要額と本年度保護者負担額の差額である、月額あたり700円を基に児童・生徒数を乗じて算定した額に臨時交付金を充当できる見込みであり、一部無償化にかかる費用約4,600万円のうち、約950万円の充当が可能と考えております。町及び教育委員会としては、安心・安全な給食の提供を第一とし、子どもたちに必要な栄養価、適切な市場価格を反映した単価を設定し、それに対応する公費負担を予算化し、その質を落とさないことを前提として学校給食の無償化に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、議員からご指摘のあったとおり、公平・公正を旨とする行政運営、あらゆる方向性を検討し、説明することの重要性については私も同じ考えです。まずは、給食費の一部無償化を今年の4月から実施させていただき、その後、前回定例会での満田議員、穴井議員、今定例会での春日議員からのご意見をはじめとする議会や町民の方々のご意見も汲み取り、機会をとらえて議会に状況を説明しながら、また町の財政状況や国の動きなども見極めながら段階的に給食費無償化の拡充を図っていきたいと考えています。議会のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

これで答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいま町長のご回答、ありがとうございます。

私も給食費の無償化は、国の動き等を見据え全国的にみてみましても、全国の市町村の追い風になると思います。嘉島町だけではありません。そうしたなかで、やはり今後の無償化について、早速国の動きがでておりますので、その点について、この4点の質問の中で1点ずつ質問をさせていただきたいと思います。

1点目の財源の確保についてです。恒久的な財源として、町税の5,100万円の伸びを見込んでいるとの回答ですが、これはあくまでも令和6年度当初、令和7年度当初予算の比較であり、実際には今議会に提案されている令和6年度一般会計補正予算第9号で、町税収入を2,600万円ほどの増額補正をされております。こちらを基に令和7年度予算に比較すると2,400万円程度の増額とみるべきです。令和6年度予算の財政調整基金繰入5億5,000万円を決算時期にどれだけ繰入れる必要があるか考慮しなければ、簡単に町税が増えたとの見解は軽率すぎると思います。また、行財政改革を行なっていくとのことですが、これについては増岡議員から再三質問に際して、明確な回答がなかったと思いますが、これまでどのような取り組みがあって、これからどうしていくのか教えてください。

2026年度国の学校給食無償化に伴う制度に合わせることで、町の財政負担は軽くなるのではないのでしょうか。行財政改革をどうなさるのか回答をお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。少し時間をください。

○議長（境野隆文君） 議員の方にお諮りいたします。ただいま町長のほうから時間が少しかかるという

申し出がありました。ここで一旦休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ここで、一度休憩をとります。町長の申し出があり次第、再開いたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長から手が挙がりましたので、再開いたします。鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 財政のことについては税務課長のほうから説明させます。よろしくお願いいたしますします。

○税務課長（富嶋信行君） 議長。

○議長（境野隆文君） 富嶋税務課長。

○税務課長（富嶋信行君） おはようございます。税務課長の富嶋です。よろしくお願いいたしますします。1番春日議員のご質疑にお答えいたします。

町税の伸びの5,000万円程度についてですけれども、まず固定資産税、先ほど言われた分についてご説明させていただきます。今年度6年度につきまして、補正予算額3,382万7千円増の10億4,970万円としております。当初予算におきましては固定資産10億5,360万円ということで実際は微増となっておりますので、ご理解いただいてよろしいでしょうか。

回答は以上となります。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 行財政改革についてでございますが、今後も精査しながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたしますします。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 税務課長、急なご質問で誠にありがとうございます。また、行財政改革についてはこれまで一昨年12月当初から再三、町長にも申し入れをされておりました。しかしながら、現在まで何もされていないということは、はっきりわかったと思います。そうしたなかで、自分の選挙公約だから給食費の無償化を進めたいとか、そういうことはまだまだ議論にすることがどうなのかと今疑問に思ったところでございます。

2点目の回答について質問させていただきます。町外小中学生の通学者、保育園等の副食費支援への回答についてですが、まず町外への通学者、不登校の児童・生徒は何名おられて、どれくらいの予算が必要なのか。特に不登校の児童・生徒については2026年度の国の学校給食費無償化の制度ではどうなるのか検討は必要だと思われるが、また国の施策に合わせて無償化に取り組むのであれば、保育園、認定こども園等の副食費の無償化等の検討も今回予算計上されている4,600万円の半額で検討できます。補助率を2分の1に設定すると今回の提案予算4,600万円の4分の1の財源で対応できます。子育て支援に大変有効になるのではないのでしょうか。また、今後研究するとのことですが、どのような研究をされるのですか。ご回答をお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） お答えします。春日議員、具体的なことでしたら事前に照会していただければ、具体的な数字の手持ちがありませんので担当課長のほうから説明させます。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 学校教育課長の中富です。よろしくお願いいたしますします。春日議員からの質問でありました、不登校児童・生徒の数ということでのご質問と町外に通っていらっしゃるお子様の人数とそれに対する無償化に係る所要額とですけれども、まず前提といたしまして、今回の無償化に係る費用のうち町内の小中学校に通われているお子様については、登校している不登校状態であるに関わらず、予算化しております。在籍している小中学生の人数によって算定しておりますので、4,600万円のうちに含まれているとご承知ください。

町外にお通いの小中学生については、人数についてははっきりした数字は今わかりませんが、十数名と

いうアバウトな人数で認識しております。以上でございます。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 学校教育課長、大変急な質問でありがとうございます。私は通告を事前にしております。その回答に基づいて、私は質問をしているところでございます。回答については、責任をもってその回答の内容を精査されるのが当然ではないでしょうか。私に通告がないと言うことは筋違いな気がします。

私も当時の試算については、町外の幼稚園に通うお子様の数は把握しておりますが、その当時でだいたい37名ほどおられまして、やはりそういった方もいらっしゃるということ。学校の数については私も把握してなかったので今回お聞きしたところでございます。

町長は12月の議会で、住民の暮らしの向上に必要な事業を精査して令和7年度の予算編成を行うということを仰っておりました。何が住民の暮らしの向上に役立つのか、今回の令和7年度の予算編成はどのへんを汲み取られてされたのか、再度お聞きします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 春日議員は、元役場職員でございます。事前に言わないと数字はわからないということは当然わかっていらっしゃると思います。

そのなかで質問についてですが、この給食費無償化については、事業計画を進めるなかで何も支障もしていません。そのため予算化をしているわけですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいまのご回答については、12月議会で発声された予算編成については取り組みを行われてないということで認識をさせていただきました。私が元役場職員であるということを今町長がお伝えされました。私も現場から離れて約3年ほど経ちますけれども、こういった質問に対して回答するうえではその裏付けとなる資料、数字、それは当然。私が課長時代としてもそういった根拠を示したうえで回答文書を作っておりました。私は回答に対しての質問だけしかしておりません。それから離れた質問は一切しておりません。そういったことを皆様にはご理解いただきたいと思います。

3点目の質問です。段階的に拡充を図る計画についてですが、財政状況と国の動向を見極めながらのことですが、まず町の財政状況の推計はどのようにされるのか。企業誘致、ふるさと納税に注力しますでは、雲をつかむような話で、これらはあくまで結果が出て、初めて財源に取り込めるものです。また、国の制度化を目前に控え、先んじて町の一般財源で無償化を進める事業成果は何を求めらるのか回答をお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） お答えします。段階的に拡充を図るということは、第1子については半額、第2子以降については無償化ということで、そういう段階を経ながら進めていくことを言ったことであります。よろしく願いいたします。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 私が段階的にということでお尋ねしたのは、そのあとのことでございます。中学校完全無償化、そういったところをいつ進めるのかをお聞きしたところです。それと、国の政策に先んじて町の財政を投入して前倒しして実施する、その事業の成果に何を求められているのかをお聞きしたところでございます。

私が答えるのであれば、町長は子育てに優しい町づくり、定住対策、そういったものがいろいろあると思います。そういったことをお答えいただければ私は納得できたのかもしれません。ただ、定住対策においては、国の施策が2026年度から実施されます。全国の市町村にとって、定住対策の追い風になると思います。そうしたなかで、嘉島町が先んじて行う意味合いを教えてくださいということをお聞きしたところでございます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 先ほど回答したとおり完全無償化ではなく、国の動向その他を見極めながら進めていきたいということですのでご理解をよろしくお願いいたします。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） これ以上の質問はやめさせていただきたいと思います。

4点目の物価上昇に伴う単価についてでございます。増額分1人当たり月額700円分の950万円の交付金充当や令和5年度からの給食費への公費充当は値上げもなく、周辺自治体よりも定額で給食を提供していることを保護者の皆様にはしっかり周知することも大切だと思います。

私も国の施策として給食費の無償化の制度設計は少子化対策、経済対策及び地域間格差の是正、そして食育のために質の低下を招かない制度設計を大変期待しております。ただ、これからの検証検討でございますので、どのような制度になるのか、国の制度をしっかり精査することが重要と考えます。

今回、給食費一部無償化の予算化については、町長の事業に対しての頑張り、熱意、計画性が伝わります。なぜなら、12月議会の一般質問が出るまで、なんら事業に対しての制度設計の説明もなく、その後も今議会まで検討内容が示されておらず、町政を預かる長としての姿勢が問われると思います。

また、他方では議会提案前に、給食費無償化については議会が否決されますからと言葉を発されたと耳にしました。ご自身の議案成立までの努力はみせないまま、この言葉大変に遺憾に思うところでございます。

長くなりましたが、この度の給食費一部無償化に伴う補助金交付に伴う規程等がありましたら、予算審議までにお示しいただきたいと思います。これで私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（境野隆文君） 以上で春日議員の質問を終わります。続いて、6番 森下 文夫議員の質問を許します。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○2番（森下文夫君） おはようございます。6番 森下でございます。私からは1問だけ、質問させていただきます。

第6次嘉島町総合計画において、中間年度での見直しにあたり、本計画の進捗状況及び取組みに対しての評価検証の必要性について質問させていただきます。

質問の内容といたしまして、まず総合計画とは「住みよい、町づくりの実現」にむけて、これからのまちづくりの基本理念や目指す将来像と、それを実現するための中長期的な方針を示すもので、本町のまちづくりの最上位に位置付けされる計画です。この計画書は約200ページ弱にもなるもので、かなり詳しく検討されている計画書です。この計画書に基づいて、目標達成のため具体的な内容を嘉島町、行政が実施されております。また、町から嘉島町の未来を考えるハンドブックとして総合計画の概要版が出されております。本日傍聴されている方も手にしているかと思います。これは嘉島町の未来を見据えた計画書となっております。この概要版の中にもあるのですが、嘉島町の基本構想としてまちづくりの方向性、また基本理念、将来像、目標人口、施策の体系と掲げてあります。これらの目標に多くの事業が実施されてきたわけですが、これらの事業が本計画に沿った内容になっていたのか。また、住民の方々はどのように感じておられるのか、実行計画を振り返る必要があると思っております。

令和7年度は中間年度での計画の見直しの時期となっております。本計画の進捗状況及び取組みに対しての評価の検証が必要であると思います。町としての考えをお尋ねいたします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） おはようございます。企画情報課長の西本です。よろしくお願いいたします。6番 森下議員の質問にお答えします。

現在の第6次総合計画は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする基本構想と、本計画期間中の前半5年間にあたる令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前期基本計画で構成されています。

前期基本計画は令和7年度までとなることから、令和7年度において後期基本計画の策定を行います。後期基本計画の策定作業にあたっては、前期基本計画の進捗状況の確認、各種事業の効果検証を行うとともに、少子高齢化や物価高、インフラ設備の老朽化といった社会情勢の変化に伴う課題への対応も必要だと考えています。

町執行部において素案を作成し、総合計画審議会にお諮りしながら計画の策定を進めてまいります。

町を取り巻く環境や住民ニーズを把握し、町政に反映できる計画の策定を目指すとともに、総合計画のまちづくりの基本理念に掲げる「活力とうるおいに満ちた田園文化都市 ー住んで良かった！水の郷 嘉島ー」を実現できるよう、一つひとつの施策に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○2番（森下文夫君） ただいま答弁をいただきました。ただいまの答弁の中で、町を取り巻く環境や住民ニーズの把握を町政に反映できる計画の策定を目指すとなりました。私も、取り巻く環境や住民の意見、思いを知ることが重要だと思っております。特に住民ニーズの把握に関しては、私の思うところ住民アンケートが特に効果的だと思っております。幅広い世代からの調査が必要だと思っております。また、私がアンケート調査を特に進めたいのは、アンケートによりいろいろな世代からの意見、また改善点、将来像など町民の意見を聞いて、これを町の政策に反映させていただきたいと思っているからでございます。

アンケートに関しては、いろいろ問題点もございます。回収率の面、書類の郵送賃が高い、またアンケート内容が単純で飽きてしまうとか、いろんな面がありまして、アンケートにはいろいろ問題もあるとは思いますが、そのアンケート内容も行政の方々が工夫して、実のあるアンケート内容にし、町民の意見を取り上げてもらえればいいかなと思っております。

できるだけ町民の参加を促し、町民の未来を住民と共に計画できるようなアンケート調査を行ってみたいと思っております。

また令和7年度の一般会計予算の中に、総合計画策定の業務委託料がありますけれども、その中の見積の内容にもアンケート調査の計上をされているとのことで、是非ともアンケート調査を実施していただいて町民の意見、思いを吸い取ってもらって、この嘉島町の総合計画に反映させていただければと思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（境野隆文君） 以上で森下議員の質問を終わります。続いて、4番 齊藤 進議員の質問を許します。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） おはようございます。4番 斎藤です。私から2つほど質問させていただきますのでよろしくお願いします。

1問目に、高齢者のゆうすいG0の選挙運用と投票率向上の対策はということで質問させていただきます。高齢社会を迎え、2024年の日本の高齢者人口のうち、前期高齢者は総人口の約13.9%、後期高齢者は総人口の約15.4%と推計されています。嘉島町も公共交通機関が充実していないために、免許の返納などが難しい状況です。ただ、高齢者の事故など新聞で報道されると返納を考える方もいらっしゃると思います。

そこで選挙に行かれるときに（期日前投票のみ）ゆうすいG0を利用し、免許の有無にかかわらず、80歳以上の方に無料券を配布したら、投票率も上がるのではと考えます。町の考えをお願いいたします。

また、選挙における投票率について、町の広報紙を見ますと男女の投票率のみが紙面に載っています。投票所ごとの年代別の投票率を載せてみてはと思います。それを見て、自分のところの投票率はどうなのかと関心を持たれて、選挙にいらっしゃる方が少しでも多くなればと思います。投票率が向上するために町の考えはということで質問します。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（境野隆文君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総課長の高田です。よろしく願いいたします。4番 齊藤議員の質問にお答えします。

選挙の投票率につきましては、平成26年までは減少傾向にありましたが、平成27年からは、ほぼ横ばい状態であります。ご質問にありました、「高齢者のゆうすいG0の選挙運用」についてですが、ゆうすいG0を利用して期日前投票所（役場）に行く場合、現行のダイヤでは10時の便を利用して役場で投票していただき、11時の便で自宅へ帰られるような運用が考えられますが、投票後1時間程度の待ち時間があり不便に感じられる方が多いことが想定されます。

また、仮に期日前投票の期間だけ臨時便として運行するには、通常運行を休業しなければなりません。

国・県の選挙については、選挙人の送迎のための車両借上代やタクシー料金などは、国・県から委託費として全額交付されますが、町の選挙については全額、町の負担となります。

しかしながら、投票率の向上を図っていく必要がありますので、交通弱者の方々にはゆうすいGOやタクシー等利用に係る無料券の配布などのほか、さまざまな移動支援の検討を進めてまいります。

2点目の「投票率向上の対策」のご質問についてですが、男女の投票率は入場券から集計が可能であるため、各投票所で算出し、公表しているところですが、年代別の投票率は入場券で確認することができません。また、各投票所はネットワーク環境上、システムの構築が困難なため、年代別の算出ができません。ただし、役場庁舎内の期日前投票所につきましては、システム管理により投票事務を行うため、年代別投票率の算出が可能となりますので、期日前投票所のみ年代別投票率の公表を検討させていただきます。

今後におきましても、選挙人の利便性の向上のためさまざまな施策に取り組み、広報紙による啓発等を継続し、投票率の向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） 選挙とは私たちの意見を政治に反映させるために私たちの代表を選ぶ仕組みです。その選挙に交通弱者の方などが行きたくても行けないのであれば、行政が手を差し伸べるべきだと思います。

国・県の選挙につきましては、送迎のための車両の借上やタクシーの料金などが国・県から全額交付されるとのこと。交通弱者の方などに周知徹底をお願いしたいと思います。

また、町についてはなんらかの支援をするとのこと。次回の選挙まで良い支援の検討をお願いします。

次に、投票率の向上の対策については、期日前投票所のみ年代別投票率が可能とのこと。どれだけ効果があるかはわかりませんが、紙面への掲載を前向きに検討をお願いします。以上で1問目の質問を終わります。

続きまして2問目の質問に入ります。麦の地産地消についてです。地産地消とは、地域で生産された農畜産物をその地域で消費する取り組みです。本町では、米・麦・大豆を主作物として生産していますが、米と大豆については、近所のスーパーやドラッグストアで販売されているのを見かけますし、ふるさと納税の返礼品としても掲載されています。しかしながら、麦については店舗でも見かけませんし、町のふるさと納税の掲載もありません。

そこで質問ですが、同じ麦の産地の玉名市は、同じ品種のミナミノカオリを使用した小麦粉やラーメンをふるさと納税に掲載してありました。そこで麦について、町として消費につながる取り組みができないかと思い質問します。

○農政課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田農政課長。

○農政課長（永田智紀君） おはようございます。農政課長の永田です。よろしく願いいたします。4番齊藤議員のご質問にお答えします。

嘉島町の水田面積は、現在668haあり、そのうち小麦の作付面積は588haとなっております。表作の米、大豆との二毛作を行い、水田の利用率は183%を超えており、これは熊本県内でもトップクラスの利用率となります。

小麦に関しては、交付金が多いミナミノカオリを作付し、農家所得の安定・向上に寄与しているところでもあります。

ご質問にありました、玉名市の取り組みですが、同じ品種のミナミノカオリを作付し、その中でもタンパク値12.5%以上の小麦を厳選したものを「プレミアム T（南のめぐみ）」として差別化を図り、販売しているようです。本町においても関係機関と協議しましたが、現状の小麦の生産体制では、1日の荷受け量が膨大であるため、個別に厳選することが困難であり、商品化することは難しいとのことでした。一方で、現在サントリー株式会社とJAかみましきが協力し、ビールの原料である大麦を嘉島町で試験栽培しているところです。この取り組みがうまくいけば、嘉島町産の大麦を使用したサントリービールが皆様方の食卓に並び日が訪れるかもしれません。このビールは嘉島町産の大麦を使用したこだわりのある地ビールの取り扱いで、限定的に生産することをコンセプトとしていますので、毎年生産することになれば、嘉島町のふるさと納税の返礼品としても、大きな役割を果たすと考えております。

また、このような取り組みで最も重要となるのが、麦の品質管理となります。これは生産者である農家の皆様方の努力はもとより、町民の皆様方のご理解、ご協力も必要不可欠となります。今後におきましても、関係機関一体となって農業の普及啓発に努めてまいりますので、更なるご理解、ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

以上で答弁を終わります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） 麦の玉名市のような地産地消の取組みについては麦の出荷先の農協などと協議し、現状では困難とのことでしたが、JA嘉島支所の令和6年の麦の販売高は7,372万円ありました。天候不順により、単収の減少で通常よりもだいぶ少なくなっています。これだけの販売額があるのに、何かできないものかと考えます。麦といえば一番に思うものが小麦粉くらいしか思いつきませんが、そこでふるさと納税を扱う業者などに相談して、嘉島産の小麦を使った小麦粉などを作り、ふるさと納税の返礼品として米、大豆の焼酎、小麦粉をセットにして働きかけてみてはと思います。今後とも検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で齊藤議員の質問を終わります。続いて、9番 川野 伸一議員の質問を許します。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） おはようございます。私のほうからは地域振興対策費（仮称）の創設についてお尋ねしたいと思います。嘉島町全体では、人口が徐々に増加傾向にございますが、各集落ごとには人口の増減が著しく違ってきている現状でございます。このままでは集落機能が維持できなくなる恐れがあります。町として対策を何か講じる必要があるのではないかとというご質問です。

参考として以下の点もお答えいただければというふうに思います。

1つ目が各集落ごとの高齢化率。2つ目が各集落ごとの区予算額。3つ目が各集落ごとの世帯平均区費徴収額。参考になればと思いますので、お答えをお願いいたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（境野隆文君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 9番 川野議員の質問にお答えいたします。嘉島町は昭和30年に六嘉村と大島村が合併して嘉島村が誕生し、昭和44年に町制施行。人口は合併後、最少だった平成2年の7,295人から、令和4年8月には1万人を突破しました。常に、人口増加率は県内でトップクラスです。全国的に人口の減少が進み、地方創生が叫ばれるなか、これまで取り組んできた河川改修、また治水対策、住宅地の整備や企業誘致による雇用機会の確保により、人口増加が続いています。

しかしながら、町全体の人口は増加傾向にあります。川野議員のご指摘のとおり、一部の集落では人口が減少しており格差が進んでおります。

ご質問の地域振興対策費（仮称）の創設についてですが、本町は各行政区へ運営的な補助金の交付は現在行っておりません。各事業に要する経費に対する補助金の交付を行っております。例えば、住民の生活環境の改善と福祉の向上を図ることを目的として、下排水路の新設および改善事業、その他環境衛生の改善事業に対して、事業費の8割を補助。区公民館の建物の新築、改築、補修事業に対して、工事費の3分の1とし、限度額を300万円。消防施設の充実を図ることを目的として、消防用ホース乾燥塔の新設事業に対して、事業費の8割を補助しております。また、町を通じて、自治総合センターでは社会貢献広報事業として地域社会の健全な発展と住民福祉向上のため、地域コミュニティ活動に対する補助を行っております。助成事業の内容は、区の公民館の建設・大規模修繕等に係る事業費の5分の3以内とし、限度額を1,500万円。自主防災組織育成助成事業として地域の防災活動に直接必要な設備等（AED、発電機などの整備）に対して、限度額200万円の補助。区公民館内の備品整備（机、椅子など）に対して、限度額250万円の補助を行っております。ただし、申請した事業に対する助成の可否については、自治総合センターが決定しますので、必ずしも採択されるものではありません。ほかにもありますが、以上が区の事業に対する助成事業になります。

参考としての3点についてお答えします。

1点目の各行政区の高齢化率（65歳以上）についてですが、令和7年1月末現在、下六嘉33.78%、三郎無田33.33%、井寺40.47%、北甘木29.35%、上六嘉22.63%、西村33.27%、上島20.41%、鯉19.76%、滝河原17.99%、高田39.36%、上仲間24.77%、下仲間40.25%、犬渕40.65%で、町の平均は30.46%です。

2点目の各行政区の行政区の農業予算を除く区予算額と3点目の各行政区の世帯平均区費年間徴収額については、町は関与しておらず、金額については把握しておりませんので、回答は控えさせていただきます。

すが、区長会議等での区の予算、区費について情報提供をしていただけるかご相談をさせていただきたいと思います。それぞれの区のご事情もあると思いますので、慎重に対応したいと思います。

区の運営には、先ほど述べましたように、それぞれのご事情があると思いますので、区の情報をご提供いただければ、各行政区が健康的で明るい活力ある地域コミュニティの充実発展のため、今後どのような支援が必要か検討してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございました。私がこういうことを聞くと地元が下仲間です。過疎の集落ということでもいつもこういうことを聞いているわけですが、昨年の3月の定例会のときには、町の役割ということで都市計画を考えるうえで、これだけ過去40年の人口推移とか世帯数の増減とかを昨年の定例会でもお話をさせていただきました。皆様も認識はされていると思います。やはり人口が増えることはいいことです。町全体がどうやって自治運営をしていくかということで、お話を聞くなかで区費の徴収額というのが、大きい集落と小さい集落とでは一世帯あたりの区費の額もだいぶ変わってきているんじゃないかなと思います。でないと、運営ができないわけですね。

今、高田課長のほうから補助事業などご紹介をしていただきましたけれども、極端な話、区の予算が年間100万円しかない集落でこういう補助事業を使って、何かをするというのはまず不可能なんです。必ず自己負担が出てきます。8割補助でも2割は区のほうが負担しないといけないということも出てきますので、なんらかのかたちで町のほうも考えていただければというふうに思っています。近隣町村も、こういう予算措置があると新聞等で読みましたので、嘉島町のほうもなんらかの計画、措置をしていただければと思ってご質問させていただきました。

町長も町長になられて、嘉島町全体の行政運営に活かしていかないとけないという立場でございますので、よければ町長のご見解、ご認識を一言お願いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 貴重な意見ありがとうございました。川野議員のご指摘のとおり、一部の集落では人口が減少しており、格差が進んでおります。先ほど、総務課長が答弁しましたように、それぞれの区のご事情があると思いますので、各区からご意見をお聞きし、これまでどおり集落機能が維持できるように検討したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今、鍋田町長のほうから前向きに検討してまいりますとご回答いただきましたので、期待しております。私も議員になって10年になりますけれども、地域性というのもありまして、どうしても嘉島町の西部のほうは交通の便が非常に悪く、いろいろな部分で集落を発展させるうえで不便なところが多いなど、議員になって最初はコミュニティバスをなんとか町のほうでしてくれないかというふうに当時の町長のほうにもお願いしておりました。8年かかってコミュニティバスではございませんけれども、乗合タクシーというかたちで、8年がかりで運行を始めていただきました。

質問した内容は、集落運営ができていけばなら問題は無いと思います。そういう意味では今年度、都市計画課のほうで都市計画マスタープランというものを策定されるというお話を聞いておりますので、そういうものにも嘉島町中心から離れたところで不便なところ、人口が減少しているところ、そういうところをどうやって底上げをしていただけるか。それを期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（境野隆文君） 以上で川野議員の質問を終わります。続いて、5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 5番 園田です。2件質問したいと思います。

まず、国のデジタル庁が進めています地方自治体システム標準化に伴うガバメントクラウド利用の可否についてお尋ねします。2026年3月末までに自治体が扱う住民基本台帳関連、税関連、国民健康保険関連、児童子育て支援関連、戸籍関連など20の基幹業務について標準準拠システムで行うことが義務付けられ、ガバメントクラウドを利用することが国によって推奨されておりますが、このガバメントクラウドを利用

したことにより、システムの運用コストが跳ね上がる自治体が相次いでいるという指摘がされております。大規模都市ではランニングコストが減少しますが、小規模の町村では増加するという傾向があるようです。人口の少ない町でコストが6倍になったという事例も報告されています。嘉島町と同程度の町村でも倍近くコストがかかるというような事例もあっているようです。

また、デジタル庁がガバメントクラウドに採用したクラウドサービス業者は米国の業者が4社、日本の業者が最後に入りまして、まだ審査中ということですのでけれども1社、計5社となっておりますけれども、AmazonのWebサービスの1社の寡占状態となっております。アメリカの海外データ合理的使用明確化法という法律があるそうですが、その法律によればアメリカの政府は自国企業が保有しているデータの提供を強制できるというふうになっているそうです。ということは、やり方によっては日本国民の個人情報の保護がどうなるのかという不安もあります。国のデジタル庁が推奨するガバメントクラウド利用は「利用することを勧める」というものであって義務化されているものではありませんけれども、嘉島町は地方公共団体システムの標準化に関する法律による基幹業務のガバメントクラウド利用についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。5番 園田議員の質問にお答えします。

本町においては、熊本県2町、長崎県2市、鹿児島県26市町村の30市町村で構成される鹿児島県自治体情報処理連絡協議会に参画し、平成30年8月からは自治体クラウド運用にてシステムを共同で利用・運用することにより、情報化関連経費の削減に努めてきました。

今回の自治体システム標準化においても令和2年12月に閣議決定されて以降、鹿児島県自治体情報処理連絡協議会事務局を中心に参加団体に協議を進めてきました。

そのなかで、現在の自治体クラウド運用で利用しているデータセンターを活用することも検討を重ねました。結果、データセンターに求められる非機能要件、セキュリティ要件など、クリアすべき課題が多く、設備投資等を考慮した場合にガバメントクラウドを利用した場合とあまり差が生じないこと。また、標準化基本方針でガバメントクラウドの利用が推奨されていること、国の今後の事業においてもガバメントクラウドの利用は活発化すると推測されること、将来的にガバメントクラウドに移行が必要となった場合に国の財政支援が受けられないことなどを鑑みてガバメントクラウドを利用することに決めました。

当初、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することが、財政支援の条件であり、これに間に合わせるためには現行のシステムをガバメントクラウド運用方式で回収することが安全な移行に繋がると判断しました。

増加が見込まれる運用コストにおいてもガバメントクラウド利用料や基幹業務システム運用経費について、普通交付税での措置が検討されていると伺っています。

また、ガバメントクラウドを利用する場合、デジタル庁が決定したクラウドサービスから選択する必要がありますが、ガバメントクラウドの事業者指定されたのは当初、Amazon、Google、Microsoft、Oracleの海外企業4社でした。1年遅れて国内事業者である、さくらインターネットも指定されましたが、来年度末までにすべての要件を満たした場合と条件付きとなっていることから、準備期間を考慮すると先行しづらい状況です。

海外企業がほぼ独占状態にあるため、サービス利用料の為替リスクのほか、国民の重要なデータ管理を外資に依存することは安全保障の観点からも不安が残ることが懸念されており、次年度の熊本県町村会要望事項として「外資系ガバメントクラウドに関するリスク緩和に向けた要望内容」が追加されました。また、昨年12月の国会附帯決議についても、同様の内容が盛り込まれているところです。

このような課題が残るなかではありますが、本町を含む鹿児島県自治体情報処理連絡協議会参加団体におきましては、令和7年度末の移行、本稼働を目指して作業を進めてきており、先延ばしをしても標準準拠システムと現行システムの両システムを保守することになり、技術者不足もあって、保守コストも上がるため、予定通り令和7年度中にガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行する予定としています。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） ただいまの回答で、自治体クラウド運用で共同参画している鹿児島県自治体情報処

理連絡協議会がガバメントクラウドに移行することを決定したということですので、同一措置をとらざるを得ないことは理解しました。令和7年度中に移行するのであれば、移行費用は約4,500万円、全額国が負担すると言っておりますので、町の負担はかからないわけですがけれども、翌年の令和8年以降の運用経費おそらく1,000万円以上かかるのかなと想像いたしますけれども、こういうものが発生いたします。

課長の回答で、国が補助してくれるのではないかとということですがけれども、現時点では国は普通交付で措置するとは明言しておりませんので、将来これが負担増になるのではと危惧しております。

それから、先ほどの回答にありました日本国民の個人情報の保護につきましても、デジタル庁がクラウドサービスの契約書に一筆加えるという情勢もありますけれども、現在のトランプ政権の様子をみてみますと、何が起ころかわからないということで非常に危惧しております。

以上で、ガバメントクラウドに関する質問を終わります。

次に、嘉島町公共施設利用の利便性向上についてお尋ねします。町民会館の利用申し込みは令和6年12月13日からホール以外はインターネット予約となり、現行の規定では、利用日の3日以上前に料金を支払う必要があるため、変更前は窓口で利用申し込みをしたときに料金を払えば、1回の手続きで済ませることができたのですがけれども、それができなくなり利便性が低下したのではないかと感じております。

窓口でインターネット予約ができるパソコンを配備すれば、窓口に来たときにパソコンで空き状況を調べれば、1回の手続きで利用料金納付まで済ませることができ、利用申し込みが完了しますので、そのようなパソコンを配備するお考えはありませんか。

もしくは、利用料金の支払いを3日前ではなく、利用当日に支払いができるというふうに改善することはできないでしょうか。また、体育施設につきましては、令和6年9月定例会で質問した際に利用者の利便性向上のため申込期限の変更等を検討しているとの回答がありました。現行の3日前までの申込期限が短縮されると考えますけれども、窓口閉庁日の利用の際の利用料金の納付はどのようになるでしょうか。

納付書による後払いや口座振替、オンライン決済を導入している自治体もありますが、現金納付に限ることになるのでしょうか。以上、質問いたします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） おはようございます。社会教育課長の河原です。よろしく願いいたします。5番 園田議員の質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、町民会館窓口へのパソコン配備についてお答えします。町民会館の利用申し込みにつきましては、システム改修を実施し、ホール以外の会議室は昨年12月3日からインターネットでの仮予約を可能としました。

これまでの会議室の仮予約については、利用希望日の3ヶ月前を過ぎた日から窓口で仮予約に来て、空き状況を確認したうえで仮予約の申請をし、利用日の3日前までに使用料を納付するというのが通常の流れでした。議員のご指摘のとおり、窓口での仮予約利用申し込みの際に料金の支払いをされていた方からすれば、不便に感じるところかと思いますが、多くの方から「職場や家で仮予約ができるようになり窓口での待ち時間が短くなってよかった」「以前は仮予約申請と利用料支払いの2回窓口に行っていたのが、支払いのために1回行くだけでよかった」などのご意見をいただいております、全体的に利便性は向上したのではないかと感じております。

また、窓口でパソコンを配備してはどうかとのことですが、現在スマートフォンを利用して仮予約される方が大半を占めており、スマートフォンの普及状況などから考えて、今のところは配備する予定はございません。利用料金の支払いにつきましては、体育施設と比較して町外団体の利用が多いことから、徴収漏れがないように利用日の3日前までの支払いを原則としております。現時点で、取り扱いを変更する予定はございません。

次に質問の2点目、体育施設の使用料の納付の件についてお答えします。体育施設につきましては、利用日3日前までの使用料の支払いを原則としておりましたが、開庁日であれば利用日の前日であっても対応できるよう、本定例会に小中学校施設の夜間開放に関する条例改正案を提出しております。また、その他の体育施設につきましても関係規則を改正し、令和7年4月1日から同様の取り扱いとする予定としております。

なお、使用料の納付につきましては、徴収漏れを防ぐためにも今までどおり利用前の支払いを原則としておりますことから、土曜日・日曜日などに施設をご利用になりたい方は、収納事務の都合上、金曜日まで使用料を納付していただくことになります。

さらに、口座振替やオンライン決済の導入につきましては、導入経費やランニングコストが発生することから、費用対効果などを踏まえたうえで検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 町民会館の予約に関しては、待ち時間が短くなったとか、以前は仮予約申請と利用料支払いの2回窓口に行っていたのが、支払いのための1回でよくなったというようなご意見があって全体的に利便性が向上したという評価ですけれども、先ほど申しましたとおり、以前は窓口仮予約のときに料金を支払えば1オペで済んだわけですから、必ずしも利便性が向上したと言いきれないのではないかなと思っています。

体育施設の利用申し込みにつきましては、利用3日前までが前日までと短縮されましたけれども、今ありましたとおり、役場閉庁日である日曜日に利用したいといった場合は、金曜日までに料金を払わなければいけないということになります。ですから、こういう閉庁日に利用の場合は、料金の支払いは前日ではないということを周知を徹底することが肝要かと思います。町民会館の利用申込期限については、今のところ検討しないということですが、おそらく今後検討されて体育施設と同じような扱いになるのではないかなというふうに想定しますけれども、改訂にあたりましては、利用者の利便性を第一に考えて取り組んでいただきたいと思います。役場もいろいろなご都合があると思いますが、利用するのは利用者ですし、利用者が利用しやすくなれば、それだけ使用料収入も増えることになりますので、利用者第一で考えていただきたいと思います。

最後に現金でもらうのが一番手数料がかからなくていいんですけれども、私が考えますのは、現金の保管。そういう事故を考えたら、利用者が納付しやすいようなシステムを構築するということも肝要かと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で園田議員の質問を終わります。続いて、2番 木下 武議員の質問を許します。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） 2番 木下です。私のほうからは1問、中学校北側の道路拡幅工事についてお尋ねいたします。近年、通学路における交通事故が増加しており、特に歩道の安全確保が重要な課題となっています。通学路を利用する児童・生徒の安全を守るため、今回中学校北側の道路拡幅工事を計画されていると思います。通学路に関しては、地域住民や保護者からも多くの意見が寄せられていますが、今回の工事について、これらの意見をどのように取り入れているのか。また、今後の安全対策にどのように反映させるかについても伺います。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 建設課長の橋本でございます。2番 木下議員の質問にお答えします。

ご質問の町道上島下六嘉線は嘉島中学校の北側に位置し、東西に延びる一部の中学校生徒が登下校に利用している道路です。しかし、近年、特に通過交通車両が増加していること、またそもそもの道路幅員に余裕がなく、往来する車両と自転車等が重なった際に接触や道路外への転落などの危険性があることを受け、中学校生徒をはじめとした自転車や歩行者の安全性を確保する目的で道路整備を行うに至りました。

幅員狭小道路や見通しの悪い交差点の改善など、通学路をはじめとしたさまざまな道路に関するご意見やご要望は多方面から出ている状況ですが、道路整備を行ううえでは、まず、第一に道路構造令という指針に基づき、計画を立てることとなり、本路線におきましても安全かつ円滑に利用できるように本指針に従い整備を進めております。

本路線の具体的な整備計画としましては、現況道路の南側に平均通行幅2.5mの歩道を付け加える形が標準断面となります。併せて、車道と歩道を分離し、歩道利用者の安全性向上を図るため、の歩車道境界ブロック設置も設置を行います。

このように、まずは基本的形状で道路整備を推進し、その後、更なるご意見・ご要望により改善できる余地がある際は嘉島町通学路安全推進会議を道路管理者として現状に則した対応を図ってまいりたいと思います。

本事業は総延長約1.3kmとなりますが、関係者皆様のご理解とご協力を得ながら、一日でも早い完成を目

指してまいります。

以上で答弁を終わります。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） ご回答ありがとうございました。地域住民、保護者の方からの道路整備の意見・要望を取り入れていただきありがとうございます。今回の工事では、2.5mの歩道に車道と歩道を分離する歩車道境界ブロックが計画されると伺いましたが、夕方から夜間にかけての時間帯は暗く、危険になりますので交通事故防止のために、農家の方の支障にならないような街灯設置や反射材設置の検討等の創意工夫を併せてお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 木下議員の質問が終わりしましたところで、申し合わせ事項におきまして11時45分を過ぎましたので、一旦ここで昼休憩をとりたいと思っております。

次は午後1時半より、開会いたします。よろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

休憩 午前11時50分

○議長（境野隆文君） それでは、時間が参りましたので引き続き一般質問に入ります。3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 3番 穴井です。私からの質問は3点ございます。

まず、本町の防災についてお尋ねいたします。防災について、細かく3点ほどございます。

防災士の資格取得について、令和6年度の町民受験者の補助実施の状況をお伺いしたいと思います。その広報についてもお答えいただきたいと思います。

2点目、町単独の防災士会の発足について、ご検討はされたのかをお伺いいたします。

3点目、指定避難所の状況について、停電した場合などの設備点検などはなされているかをご質問します。

質問の要旨としましては、地域における防災士の活躍に期待ということで、防災士会の発足の目的は各地域において、防災士相互の連携を図り、防災士としての必要な知識、技術等を高め、地区の自主防災組織をはじめ、町全体の防災力の向上を図るとあります。

令和6年度第1回議会のなかで、私が質問をいたしましたところ、総務課長のご回答では「防災士の重要性が高まるため、防災士の資格取得試験料等を受講者に対して補助を行い、町としても防災士資格取得を推奨する。今後においても、熊本地震の教訓を生かし、安全・安心なまちづくりに取り組む」とのご回答でありました。

そこでお尋ねいたします。令和6年度の防災士の資格取得に対する補助実績状況をお尋ねします。先ほども申し上げましたとおり、広報はどのような手段で行われましたか。

また、町単独の防災士会の発足について、ご検討はなされましたでしょうか。

指定避難所になっている施設の停電に備えた設備点検などの状況を詳しくお尋ねいたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（境野隆文君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） こんにちは。3番 穴井議員の質問の本町の防災についてお答えいたします。

本町では、令和5年度より防災士試験受講料等の経費に対し、予算の範囲内で公費負担しております。

1点目の受験者の補助実施状況とその広報についてのご質問ですが、令和6年度は3名の受講者の方に対して補助を行いました。広報については、自主防災組織の防災力向上を目的とし、熊本県から案内が来てから各行政区の自主防災組織会長宛にご案内しております。案内がきてから、締め切りまでに1ヶ月と期間が短く、広報紙に載せることができないのが実情です。この補助制度の趣旨は、各行政区の自主防災組織構成員のなかから地域防災リーダーを養成することと、防災士の資格取得を目的としております。

次に、町単独の防災士会の発足についてのご質問ですが、その後、検討しましたが、昨年3月定例会で答

弁したように町独自の防災士会の発足は今のところ考えておりませんが、必要に応じて検討していきたいと思います。

町は、来年度から総務課に危機管理係を新たに設置し、防災・防犯等に特化した組織体制を充実させ、災害による被害を最小限に抑え「災害に強いまちづくり」に力を入れてまいります。

次に、指定避難所になっている施設の停電に備えた設備点検状況のご質問ですが、現在、指定避難所は10箇所あります。そのうち7箇所は毎年設備点検を行っており、非常電源は4箇所に備えております。

避難所開設順位1位の町民会館と2位の町民体育館は、年2回の設備点検を行い、非常用電源を備えております。小中学校は毎年設備点検を行っておりますが、非常用電源はありません。

今後は、指定避難所となっております施設には、要配慮者にも配慮した施設・設備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する機器等の整備を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ご回答ありがとうございます。各行政区の自主防災組織構成員の中から地域防災リーダーを養成することと防災士の資格取得を目的としているとのことご回答ですが、現実では3名が受講されたということでした。私自身の主観にはなりますけれども、かなり少なく感じております。これだけの町で3名というのはどうでしょうか。補助枠は4名までということ聞いておりますけれども、行政区の自主防災組織といいましても、区により防災についての意識にはかなり温度差があります。避難訓練を実施する区もあれば、自主防災組織の報告書をペラ1枚の紙で町へ提出したきり、1年間見ることもない区もあるのではないかと思います。その点について把握されておられますでしょうか。

受講については、広報紙に載せることもできないほど短期間の募集であれば、ほかの手段の検討もお願いしたいと思います。防災意識が高まる近年、地区の回覧板でご案内する等もあっていいのではないかと思います。令和7年度は受講者が増えることを期待しております。

そして、防災士会の発足について、町単独の防災士会の発足は考えていないということでございますけれども、であれば民間で主体的に発足するしかないのかなと個人的には考えます。そこで担当課に少しご協力をお願いできればと考えます。前にも申したかと思いますが、有事の際の避難所の運営などは民間に任せるなどし、町職員の業務に支障があるようなことでは復興も遅れてしまいます。熊本地震で十分学んだことではないかと思います。そのためには防災士の資格を持ち、スキルを持った方々と日々学び合えるような体制を今のうちから構築しておくべきだと思います。

また、危機管理係を新たに設置されるとのことですけれども、大変ゆっくりなペースではありますが、真剣に取り組んでいただき、体制を強化されることと思いますので今後に期待したいと思います。町単独の防災士会を発足した折には、危機管理係と連携が図れ、防災の研修を行うなどし、町の補助などもお願いしたいというところでございます。

そして3つ目、指定避難所となっている施設の設備点検などもご回答いただいたようですが、一住民として不安は隠せません。町民会館、保健センター、ふれあいセンター以外の施設はまさに避難所の意味をなさないような状態です。整った施設に避難してくださいということであれば、そのほかは名ばかり指定避難所ということになりませんか。職員不足のなかに完璧ということはなかなかないと思いますけれども、これでは住民は控除は手薄だと思うことでしょう。今後、危機管理係の設置により、その点も大きく前進するのではないかと期待しております。

防災については、本当に幅広い知識が必要となります。他市町から随分遅れをとっていることは否めませんが、少しずつ取り組んでいただいているということもわかりましたので今後ともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。本町の小中学校等における医療的ケア実施の状況についてお尋ねいたします。本町の小中学校等における医療的ケア実施の状況について、文部科学省の資料によると医療的ケア児は年々増加傾向にあります。本町でもまさに今、小中学校のエレベーター工事が実施されております。学校における医療的ケアの実施者は1,医者 2,看護師が実施できることになっております。本町の小学校にて、看護師の雇用もあり、非常に助かっているとの声がある一方で、食事の介助（胃ろう部からの注入）のために、毎日家族が学校に通っているといえます。

厚労省の資料には「本人の自立を促す観点から真に必要なと考えられる場合に限られる」と記載されています。看護師は医療的ケアの専門的な知識と経験をお持ちであるのではないかと考えます。

そのことについての教育委員会または担当課のお考えをお尋ねします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 学校教育課長の中富です。3番 穴井議員のご質問にお答えします。

本町における医療的ケアを要する児童・生徒に対する取組みとしては、令和5年に嘉島町における医療的ケア運営協議会を設置し、そのなかで支援体制整備に関する関係機関との連絡調整及び施策推進に関する協議を行なっています。また、協議会委員の意見を取り入れた医療的ケア実施体制のガイドラインを作成し、学校で看護師が行うことができる医療的ケアの内容を定めています。具体的には、喀痰に吸引、人工呼吸器による呼吸管理、導尿などがあります。

今回の質問にある胃ろうによる経管栄養も医療的ケアに含まれており、実際、看護師による胃ろうも行なっています。しかし、胃ろうを行うためのミキサー食やペースト食をつくる2次調理は、看護師が行う行為としては想定しておりません。学校で2次調理する場合、使用したミキサーなどの調理器具の消毒や滅菌、衛生的な空間の確保が難しく、食中毒のリスク等を考えると学校の責任において実施することは困難であると考えられます。そのような状況から、保護者の同意のもと、調理器具を持ち込んでいただき、保護者の手によって、給食を使ったミキサー食の調理を行なっている現状です。

また、県内の特別支援学校で、ミキサー食等の特殊食を作る2次調理を行う場合、専門の業者へ調理を委託したり、調理のための衛生管理が徹底された専用の部屋を設けているケースも見受けられ、衛生的な観点での配慮が徹底されています。これらのことから、学校現場における2次調理は慎重に行うものと思われるます。

しかし、今回の件に限らず、今後とも医療的ケアを要する児童・生徒に対する取組みでは、児童・生徒や保護者に寄り添いながら真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 一例のそのご家族は、2019年に嘉島町に引っ越して、いらっしゃったということをお伺いしております。嘉島町は住みやすい町だとも仰っていただいております。定住の意思を持って引っ越していらしたとお聞きしております。定住ということは予想ができると思いますけれども、お家を購入してということです。詳しくは申しませんが、きっとパートでも働きたいというお考えもあるのではないかと想像できます。しかし、現状は質問の要旨のとおりです。重度の障がいのある子どもがいることで諦めていらっしゃることが多分にあるとお伺いします。そのことをどのようにお感じでしょうか。一般的には極少数ではないか、自身の子どものみだからその問題は家族で解決するべきではないか、というお考えの方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。違いますよね。それでは、優しい嘉島町にはなりません。ハード面をどんなに強化し、エレベーター設置工事を行なったとしても、無意味に感じます。住んで良かった嘉島町とはなりえません。本町には栄養士、調理師など食について専門的知識をもつ職員がいらっしゃいますが、難しい問題であることも十分理解しており、学校や教育委員会に丸投げするつもりもなく、保護者も私も共に考えていき、皆が幸せを感じたいというスタンスであります。他市町でミキサー食を学校側にて準備してくださるところも調べました。保護者が学校現場でミキサー食を調理する2次調理さえも問題だという声もあります。課長が仰るように、保護者と学校、町がそれぞれの立場を理解し、慎重かつ柔軟に対応していくことが大切だと考えます。専門の業者に委託、または回答のように研修を受けスキルを身に着けたセンター調理人が給食と同様に衛生管理が徹底されたセンターにて調理を行うなど真剣にご検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問に移ります。学校教育現場の状況についてお尋ねいたします。

現在の学校教育現場の現状ですけれども、質問の要旨としましては、全国的に教職員が不足していることは社会問題となっております。本町においても、例外ではありません。不登校、行き渋り、障がいのある子は増加傾向です。

教育に携わる職業は、子どもたちの未来に夢を与える職業であり、非常にやりがいのある仕事であるにもかかわらず、職員不足は深刻で、先生方が疲弊している様子が想像できます。

時代は今、令和です。昭和、平成、令和と時代が変化し、教育のあり方も大きく転換期を迎えていると思います。

そこで、お尋ねいたします。嘉島町の子どもたちの未来のために学校教育の現場のあり方を大きく転換

するお考えなどはありませんか。学校現場の問題についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○教育長（青木政俊君） 議長。

○議長（境野隆文君） 青木教育長。

○教育長（青木政俊君） こんにちは。教育長の青木です。よろしく願いいたします。3番 穴井議員の質問にお答えいたします。

大きく2点。教員不足に対する認識と対応、そして学校現場・学校教育のあり方にかかる考えについてお答えしたいと存じます。

まず、教員不足に対する認識と対応についてお答えします。私は、昨年度4月の教育長就任以来、辞令交付や研修、その他会議の挨拶等の機会をとらえ「子どもたちを預かっているということを常に意識して業務にあたってほしい」と町の教職員に対して伝えてきました。その一方で、教員不足が深刻化していることなどにより、教職員がそのような意識を持つ余裕、子どもたちに向き合う余裕がなくなっているということを切実に感じています。

本町の学校でも、教員不足により、学級担任が1年間のうちに変わったり、校長を含め管理職が一部の授業を受け持ったり、1学年2学級合同での授業をせざるを得ないといった影響が出ています。児童・生徒や保護者の方々、そして現場の教職員たちに大変心苦しく思っています。

文部科学省や熊本県教育委員会においては、教員の確保や負担軽減のためにさまざまな施策を講じてきており、来年度にむけては教員の給料に加算されている教職調整額の引き上げ、教員業務支援員の増員といった施策を講じようとしています。

本町教育委員会でも、これまで上益城教育事務所所属のスクールカウンセラーなどの活用のほか、ICTを活用した学校における働き方改革の支援、特別支援教育支援員等の任用、不登校の子どもたちを支援する教育支援センター「アクア」の設置といった取組みを行なってきました。

これらの取組みに加えて、今年度は学校現場での豊富な知識・経験を有する教育コーディネーターや公認心理士の資格を持ち、児童・生徒、保護者や教職員のケアを行うスクールアドバイザーを新たに任用するなど、学校現場の負担を少しでも軽減すべく努めているところです。

本町の学校にとって、教員不足の解消・緩和は喫緊の課題であります。

全体的に教員不足の状況ではありますが、教育事務所に対して本町学校の厳しい状況を随時説明してきており、来年度から新学年のスタートにあたって、できる限りの教職員確保を要望してまいりました。

そのことと並行して、先ほど申し上げたような取組みの充実を図り、教員不足に対応してまいります。

次に、学校現場・学校教育のあり方にかかる考えについてお答えをします。

ご質問の中でも触れられましたが、不登校状況にある児童・生徒や支援を要する児童・生徒の増加、スマートフォンの普及やSNSの影響など、学校現場・学校教育をめぐる課題は急速に複雑・高度化し、教員不足と相まって、学校も教育行政も対応に苦慮しております。また、これらの課題は学校や教育委員会だけで対応できるものでもございません。

この場で、一つひとつ課題やテーマについて述べていく時間的余裕はありませんし、いくつかのテーマにつきましては先ほど、その取組みに触れましたので、学校現場・学校教育において大切にすべきと考えていることについて2点に絞って申し上げます。

1点目は、安全・安心な学校環境の確保ということです。

人権「命」が大切にされ、安全・安心な学校環境が確保されること。冒頭申し上げました「子どもたちを預かっている」という言葉にもつながるのですが、このことが教育の基盤になればならないと考えております。

具体的には、教員の確保と資質向上、教員の負担軽減による子どもと向き合う時間の確保。通学路の安全対策、学校の増改築等に町長部局や関係機関と連携をとり、保護者や地域の方々などのご協力もいただきながら、努めてまいります。

2点目は、学力の向上です。

ここで言う「学力」とは、必ずしもテストの点数の高さを指すものではありません。「学力」という漢字が表しているとおおり、まさに「学ぶ力」。もっと言いますと「自ら学ぶ力」のことでございます。

現行の学習指導要領、教育のキーワードは「生きる力」「主体的・対話的に深い学び」そして「探求」です。これらは、今申し上げた「自ら学ぶ力」に通ずる考え方です。

基本的な知識の習得や規範意識を身に着けていくことはもちろん必要ですが、価値観が多様化し、更にはインターネットの普及や生成AIの進化で真偽の判別も難しくなり、絶対的な正解が見つからないという

のが、今の時代だと考えております。

このような時代に求められるのは「自ら学ぶ力」です。自ら疑問を持ち、問いを立て、互いの考えを尊重し、試行錯誤しながら答をみつけていく、そのような力です。この力は自己肯定感、自己有用感の向上や社会的自立にもつながっていくものと考えます。

これまで町内の学校の授業も見てまいりましたが、一方的に先生が答を押し付けるのではなく、子どもたちの力や考えを引き出し、互いに考えさせることはもちろん、先生自身も悩みながら一緒に答をみつけていく、それでいて混乱に陥らず一定の規律の中で議論が進む、そんな光景を見て力強く感じたことが何回もありました。

授業の内容や進め方は、その授業を受ける児童・生徒に合わせて当然変わりますが、発達段階、障がいの有無、その子どもが置かれている環境にかかわらず「自ら学ぶ力」を嘉島の子どもたちに培ってほしいと考えております。

以上、2点に絞ってお答えしました。答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 青木教育長のお話、記憶するに私自身初めてお聞きしたように思います。真剣度を伺いました。答弁、心にしました。ありがとうございます。

地域の学校は地域と共に、昭和の時代もそうだったと思います。今もそうでありたいと思います。

学校の学習指導要領に沿った授業を進めることが大まかに規定されているなかに、テストや宿題もない、時間割もない、そして授業は算数、国語と決められた時間割の授業などは特別に設けられていない小学校、中学校が全国にあります。そのような学校ももう珍しくなくなっており、そのような学校が増えている理由は为什么呢。決して算数、国語を学ばないわけではございません。一例では、たくさんのもので体験の中で長さを測るため、1年生の早い段階から算数を学ぶ、1年間の発表・報告するための本を作るため字を書く、漢字を覚える、パソコンを覚える、これも小学校低学年からやっていることです。そんな学校が当たり前になるのは、そう遠くない。時間の問題ではないかと思っております。

個性も生まれてきた環境も能力も違う、多様な子どもたちが一斉によいどんと競うように、同じように学習することにはやはり個人差が出ることは当たり前で、その差を埋めようと、必死にもがき、頑張り、体調を崩し、不登校になる、行き渋りが生まれる、そして今の社会問題となっているようにさまざまなことが起きております。

教育長が仰るように、大事なことは人権「命」が大切にされること。それから、学習指導要領にあります「生きる力」「主体的・対話的に深い学び」そして「探求」、自ら学ぶ力。自ら疑問を持ち、問いを立て、互いの考えを尊重し合い、答を出す力。その力を身に着けること、まさに教育長が仰ることに私も共感いたします。

何も学校や教育委員会を批判していることではありません。保護者、学校、地域と共に協力していきましようとする町民の皆が思っていると思います。

不登校の問題も随分以前から問題視されてきましたが、根本的なことは何も改善されずにまいりました。これから先の10年後20年後を想像してみてください。嘉島町の日中に子どもの声が聞こえなくなってしまうと残念なことにならないように、しっかりと考える時がきたのだと思います。

他市町が羨むような、先駆的で画期的な教育、インクルーシブ教育を嘉島町からということは夢のようなことでもないのです。それには、教育委員会のみならず、地域や保護者の理解も当然必要になります。

付け加えますと、その自由な学校は全国に多数ありますが、先般本町の園田議員と視察に伺ってまいりました。北九州市のきのくに子どもの村小学校・中学校といいますが、校長先生にお尋ねいたしました。「今、できるところから変えたとすれば、何から変えるのがいいのか」と。「1つは、現場の先生に裁量権を与えること。先生を信じて任せること。2つ目は、先生方の研修できる時間を確保してあげること。まずは、知って見てみる。その費用をもちろん用意すること。」とのアドバイスをいただきました。

是非できることから進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で穴井議員の質問を終わります。以上で一般質問を終了しますが、春日議員が一般質問された中で、執行部へありました給食費無償化についての要項等については明日の予算審議までに提出お願いできますでしょうか。町長、提出は可能でしょうか。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 明日までに用意いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君） 今の問いに関しましては、明日の審議までに提出ができるということでございますのでよろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第6号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第6号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第7号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第7号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第8号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第8号 嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第9号 嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第9号 嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第10号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第10号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第11号 嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 質疑をさせていただきます。議案の内容の説明においては、定数を、370人を300人にといいきお聞きしてありますけれども、公務災害にかかる保険掛金を圧縮したいという形でご説明を受けました。ただ嘉島町においては今、人口が増えております。消防団員の年齢層は主に20代30代で以前からすると増えていると思います。こういうなかでなぜ消防団員が集まらないのか。そういうところを少し町の執行部としても考えていかないと、このままずるずると団員が減っていったら、先ほどの一般質問でもありましたが、防災について十分、町としてまかなえる体制が整うか非常に心配でございます。ただ単に掛金が少なくて済むからということで、定数をどんどん下げるようでは問題があるのではないのかというふうに疑問も思っております。

具体的には、定数を削減した場合の減額の金額と、これは一回下げて、将来的に消防団員が増えたときに、また定数を上げるというのは容易にできるものなのか。そのへんをもしよければお答えください。よろしく願いいたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（境野隆文君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 総務課からお答えします。9番 川野議員の質疑についてお答えします。

まず、提案にも述べましたように定数条例と実団員数の乖離が生じることに伴い、実情に応じた適正な定数管理を図るためでございます。具体的には先ほど議員が言われましたように370から300にといいき、実団員数が今現在令和6年4月15日現在で288名ということで300名にしたものでございます。

先ほど、議員が言われましたように消防団員等の公務災害補償等に係る年間掛金は条例定数で算定されるものでございます。今までは370×年間1人 21,000円ということで今回70人減ることにより、147万円減額することができます。また、先ほど議員が言われましたように、定員を減らせば、そのまま実員も比例的に減少に進むと思いますので、これから370名の団員数というのは消防団員の目標団員数ということでそれぞれ残していったら、あくまでも370名が目標団員数ということで実情に応じて、その都度条例改正をして、定数を変えていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 総務課長のほうからお答えいただきました。掛金においては147万円ほど安くなるということで、本来の目的を見失わないように町としては取り組んでいただきたいと思います。

今回の条例改正についてではございませんけれども、今は自衛隊にしても警察官にしても消防職員にしても女性の方も参入されて、活躍されているような状況でございます。

いざ、災害が起こったときというのはどんなに消防団員に入っておられても町外に出ておられる方というのは、あまり実動部隊としては活躍される場合が少ないと思いますので、町内にお住まいの方、または女性の方、または町内でお勤めの方、町内にある企業の方も含め、幅広く実動可能な人たちの消防団員への勧誘の広報活動をやっていかないとなかなか団員は増えていかないのではないかなと思いますので、町のほうとしては取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第11号 嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第14号 益城町町道の路線認定に伴う承諾についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第14号 益城町町道の路線認定に伴う承諾については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第15号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第15号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第16号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第16号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑 討論 採決を終結します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は、明日7日となっています。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午後2時30分

令和7年第1回嘉島町議会定例会会議録（第3号）

・招集年月日

令和7年3月7日（金曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第3号

日程第1 議案の質疑 討論 採決

1 議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算

修正動議 議案第21号令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正動議

追加日程第1 議員提出議案第5号 国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書

追加日程第2 議員提出議案第6号 学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置について

2 議案第22号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計予算

3 議案第23号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算

4 議案第24号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計予算

5 議案第25号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算

6 議案第26号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算

7 議案第27号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算

追加日程第3 常任委員会委員の選任について

追加日程第4 議会運営委員会委員の辞職について

追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第6 御船地区衛生施設組合議会議員の辞職について

追加日程第7 御船地区衛生施設組合議会議員の選任について

追加日程第8 上益城広域連合議会議員の辞職について

追加日程第9 熊本県後期高齢者広域連合議会議員の辞職について

追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選任について

追加日程第11 熊本県後期高齢者広域連合議会議員の選任について

追加日程第12 議会広報特別委員会委員の辞任について

追加日程第13 議会広報特別委員会委員の選任について

日程第2 議員提出議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決

議員提出議案第4号 嘉島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第14 同意案第1号 農業委員会の委員の任命について

追加日程第15 同意案第2号 農業委員会の委員の任命について

閉 会

○議長（境野隆文君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和7年第1回嘉島町議会定例会5日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第1 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） おはようございます。令和7年度一般会計予算について質疑をします。質疑に入る前に先だって、予算に対しての勉強会というものを行なっていただきました。それに関して質疑があれば出してくださいということで、質疑等出していた中で、十分に時間が足りなかったというものもありますけれども、回答が得られなかった部分について触れたいと思いますけれども、80億もの予算案の中に、これは去年も質問したんですが、去年は7億9,000万あまりの業務委託料というものがありませんでした。今年度を見てみますと、8億5,000万あまりが業務委託。当然、必要部分ではあるとは思いますが、かなり予算の中のウェイトを占めている。外注に発注する業務ではございますけれども、その中においても、各部署で随契という形で契約されている部分が多々あると思います。これについては、十分見直しをしていかないと予算は膨らむ一方で、私が議員になったときは、当初予算というのと大体40億ぐらいでございましたけれども、地震やらコロナやら色々あって予算が膨らんで、今ではそれは収まっているにもかかわらず、倍額の80億という予算となっております。こういう状況では町の財政運営というのは難しいというふうに思っておりますので、これはまだ常任委員会において、業務委託については問いただしていきたいと思っておりますので、各課長さんたちには十分チェックをしていただきたいと思います。

予算についての質問ですけれども、ほかの方からも質問があると思いますが、学校給食に係る経費についてお尋ねいたします。今、国のほうで定めた学校給食費というのは保護者が負担するというふうに学校給食法で定められています。学校給食費というのは所謂、給食の材料費というものでございますけれども、その材料費だけでは、給食というのは提供できないわけでございます。そこで、まだ新しいですけれども給食センターも建て替えました。それから色々調理するには人件費がかかったり、光熱費がかかったり、提供するまでの諸々の諸費用がかかっていると思いますので、よければ給食費以外の経費がどのくらいかかっているのか、お答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○給食センター所長（石坂英一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 石坂給食センター所長。

○給食センター所長（石坂英一君） おはようございます。給食センター所長の石坂です。よろしく願いいたします。9番 川野議員の質疑にお答えします。

材料代以外の経費としまして、センターの運営費事業費の5年度実績、年7,000万円を一人当たりの経費と考えると月5,300円、及びセンター建設費10億円、調理設備（物品含む）法定耐用年数35年から考慮しますと、月額2,200円の合計月額7,500円が一人当たり実際にはかかっている経費相当額と考えられます。

以上です。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございました。運営費諸々で7,000万と、それから施設建設されたものが大体10億ぐらいかかったということで、それを35年の償却で考えると、運営費まで込みで月額7,500円程度は給食を提供するにあたり、一人当たり月額でかかっているということです。

給食費は4,000円代で推移しておりますけれども、月計算ですと250円弱ぐらいの1食分の給食費に相当すると思いますので、どれだけ子どもを育てていらっしゃる保護者の方の負担になるか、そのへんも含めて皆さんで検討していただければと思います。私からは以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） おはようございます。8番 増岡でございます。予算案、条例案の提出権者は首長にあ

りますので、鍋田町長にお尋ねをいたします。

質疑の内容は、鍋田町長が選挙公約としての施策であります、学校給食費の無償化に関する条例をなぜ設置しないかということについてお尋ねいたします。

予算章79ページに学校給食費補助金としまして、4,625万5千円が計上されております。鍋田町長が選挙におきまして、公約されました学校給食費無償化の事業理念が明確ではないのではないかと私は考えております。私は今回の学校給食費の無償化につきましては、当然新たに無償化に関する条例を設置して、条例の中に何のために給食費を無償化するのか、そういった目的や無償化の対象になる範囲などの基本的な考え方をしっかりと示して、だから対象となる小中学校の保護者が現在負担しておられます給食費を免除して、免除した分は町が責任をもって負担するといった、予算としてのしっかりとした裏付け、考え方を、私たち、この議会に示すべきではないかと考えます。

つまり、無償化実施の根拠となる条例を議会に示し、これを議会は審議すべきではないかということです。鍋田町長の政治理念が全く議会に示されないまま補助金だけが計上されているということでございます。行政を運営するうえで、あるいは法令上の制度として無償化に関する条例を議案として上程しない。あるいは、できない。こういったことがあるのかどうか、理由があれば教えてください。

以上でございます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。増岡議員からご指摘がありました、給食無償化というのは私の選挙公約でもありました。そのために、一生懸命今まで取り組んできたわけですが、具体的なものは担当課長に説明させます。

○8番（増岡司君） 【議席から発言】具体的なことと言いますか、条例の制定者、予算の執行者は首長、町長でございますので、そこあたりをきちっと抑えたうえで「～不明」。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） はい。

○5番（園田義宣君） 【議席から発言】今の増岡議員の質疑ですけれども、個人的な意見を述べるということは質疑の範疇を超えているんじゃないでしょうか。審議をお願いします。

○議長（境野隆文君） しばらくお待ちください。

ただいま、園田議員からの意見がありましたが、増岡議員からの質疑につきましては、まず町長のお考えをお聞きしたうえで、担当課長のほうにお聞きするというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（鍋田平君） では、増岡議員にお答えします。必ずしも上程が必要と思われませんので、担当課長のほうから説明させていただきます。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 学校教育課長の中富です。よろしく願いいたします。

今、町長から答弁ございましたけれども、制度上必ずしも条例が必要ということではないというふうに執行部側としては認識しておりますが、それ以上のことについては執行部側としては回答を差し控えたいと思います。

○8番（増岡司君） 先ほど、議会に上程をすべきではないかと私、申し上げましたけれども、ただ単なる予算の補助金を執行するための要綱であれば、執行部だけが中身がわかると。私たち議会は中身が全然わからないと。やはり、鍋田町長の公約でありますならば、新たな事業として、まず条例を上程する。そしてそのあとに、予算がついてくるということではないのでしょうか。そうでないと、ここに傍聴の方もおられますけれども、しっかりと制度が確認された通ったと、全く認識はできないのではないのでしょうか。私はそう思います。

先ほど、園田議員が私的なことだと言われましたけれども、私は私的に疑問を持つから話をしているんです。

以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 春日でございます。

要綱、条例、今、増岡議員のほうからも仰いました。そして、今日はじめて全員協議会の場で要綱案が示されました。そのなかで、私も2、3点指摘をさせていただきました。やはり、そういうところはオープンにして、皆さんの意見を聞いて、そして要綱を定める。ましてや、新規事業でございます。新規事業であって、事前の説明もないまま、こういった予算だけを計上されるというのは、いかがなものかと思えます。

私の意見は以上です。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 春日議員にお答えします。春日議員は、そういう指摘をされますが、前向きな発言を是非お願いしたいと思います。以上です。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 私は後ろ向きな発言をした覚えはありません。まずもって、こうするべきではないですかというアドバイスをしております。私は後ろ向きな意見は言っていないつもりでございます。

私の先日の一般質問についてもそうです。私はこういうかたちで質問させていただいて、ある意味、執行部側にアドバイスをしているつもりで質問をしております。そういうことは、この議場におられる執行部の皆さん方も十分わかられると思います。

課長の皆さん、どうですか。私はアドバイスの質問しかしておりません。そして、その回答に基づいて、回答いただいたことについて、その根拠をお聞きしただけです。

私は後ろ向きではございません。給食費の無償化についても賛成でございます。ただ、国の動きがこれだけ間近に迫っているなかで、なぜ一般財源を使って、早めに取り組むのか。もう少し国の制度を待って、予算化するべきはないか。そういう前向きな意見を、私は今議会では提案しております。これまでの議会でもそうです。私はすべて、アドバイスの質問に限って、質問をさせていただいております。

以上で終わります。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 春日議員に後ろ向きという言葉を一言も話したことありません。また、一般質問の中でも、数字とかそういうものに対しては、事前に時間をいただければ当然調べることができます。この場で急に言われても、なかなか数字というものは回答できない。元役場職員だったから、わかるでしょ。

あなたをそういうふう後ろ向きだと一言も言ったことはありませんので、よろしくお願いします。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 前向きな発言をお願いしますという町長のご指摘でした。前向きではないということは、後ろ向きな発言を私がしているということを暗に伝えられていると私は感じました。

私が元役場職員であったから、そういうことはわかるかと仰いました。昨日の一般質問でもそうです。私は町長が回答されたことに対して、いろいろな数字を求めたりとか、そういうことはしておりません。行財政改革をどうされるのか、今日まで増岡議員が再三質問をされておりました。それに対して明確な回答はございませんでした。昨日の私の一般質問についても、そうです。明確な回答は一切ございませんでした。私が数字を取り上げたのは、当初予算の比較が誤りですよという提案をさせていただきました。

先日の補正予算の数字も明らかです。この場に全てある資料について、私は質問させていただきました。

以上で私の質疑を終わります。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 先ほどから何度も言いますが、後ろ向きなんか一言も言ったことはありません。以上です。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 3番 穴井です。今のやり取りを聞いておりまして、議員必携をみております。議長にお尋ねします。今の時間は質疑でしょうか、討論でしょうか。お答えください。よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君） 私は質疑と申しましたが、よろしいでしょうか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 議員必携の中には、皆さんお持ちだと思いますけれども、質疑は個人的な意見を述べるところではないと。それに回数の制限があると書いております。

個人的な意見は、討論の場で述べるというふうになっておりますけれども、議長のご見解をお尋ねします。

○議長（境野隆文君） 私が冒頭に申ししたのは、第21号議案に対しての質疑を始めますということから入りましたので、まだ討論には入っておりません。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 私が発言の皮切りをいたしました。

なぜかといいますと、予算だけがついていて、しかも新規の大事な鍋田町長の公約でありながら、その目的とか範囲とか、そういったところが全然どこにも表していない。そうしますと、これは条例で定めるべきではないでしょうかという疑問を持った質疑です。ですから、決して自分の意見を述べるとかじゃなくて、当然予算に対して、その予算の前に条例あたりは、きちっと制度整備して、そのあとに予算化すべきではないかと当初申し上げました。

以上です。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えします。町政報告で私の給食費無償化については説明しているつもりでございますので、ご理解をお願いいたします。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 私が何回も言いますように、制度を作るべきではないかと。嘉島町の団体としての、団体首「不明」の決定。おわかりだと思います。団体首「不明」の決定をする場合はやはり条例をもって、きちっと嘉島町としての制度づくりをやる、これが一番大事ではないでしょうか。

以上です。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 【議席から発言】お互いに意見が前に進まない状況になっておりますし、今穴井議員から質疑についての、こうじゃないですかということがありました。基本的には、自己の意見を述べることはできない、質疑ではダメとなっておりますから、その範囲を一脱しているのではないかなと思っていますので、再度整備をお願いします。

○議長（境野隆文君） この件に関しましては、討論に入る前に質疑を行うということになっております。質疑討論するための意見の発表だと議長としては判断しております。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 【議席から発言】議員必携には、質疑では自己の意見を述べることはできないとなっておりますので、今の話は討論にもってくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（境野隆文君） わかりました。この件に関しては、次の討論にて意見を聞きたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑はないようですので、この議案に対して修正の動議が出ております。しばらくお待ちください。

ただいま、川野議員から議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。この動議は、2人の賛成者がありますので、成立しました。

議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正動議を直ちに採決します。議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正動議について、説明を求めます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 令和7年3月7日提出 嘉島町議会議長 境野 隆文 様

発議者 嘉島町議会議員 川野 伸一

賛成者 嘉島町議会議員 森田 義雄 同じく 増岡 司

議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由 学校給食費の無償化は、無償化を実施するべく確たる恒久的な財源がないこと。無償化を国が実施することが既に政府においても表明されており、近い将来実施にむけての制度設計が行われる見込みであること。更に、周辺自治体に先駆けて実施しなければならない理由がないこと。これらの理由により、我が町が独自に実施するのは時期尚早であること。これが提案の理由であります。

議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正案

議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出 9款 教育費 1項 教育総務費 補正前の額 1億5,974万7,000円 補正額 -4,625万5,000円 計 1億1,349万2,000円。

歳出 12款 予備費 1項 予備費 補正前の額 3,994万7,000円 補正額 4,625万5,000円増 計 8,620万2,000円。

歳出合計 補正前 80億2,974万4,000円 計 80億2,974万4,000円。

以上でございます。よろしく審議をお願いします。

○議長（境野隆文君） それでは、議案の質疑 討論 採決をおこないます。

これより、議案第21号「令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正動議」についての質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑に対する答弁者は、提出者、または賛成者をお願いいたします。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 動議を出された川野議員にご質問です。まず、川野議員の中で、こどもまんなか政策というのをどういうふうに捉えておられるかお尋ねします。それと、上益城5町の中で先駆けてやる意義がないというようなお話だったと思いますけれども、そこをもう少し具体的にお尋ねします。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 穴井議員のほうから質問がございました。私の中でこどもまんなか政策という言葉は聞いたことはございます。具体的な内容というのは承知しておりません。ただ今回、修正動議を出した内容というのは、皆さんご承知のとおりだと思います。上益城郡内でも先駆けてする必要があるのかないのか。先ほど、要旨のなかで説明をしましたけれども、今、国のほうで給食費無償化に向けて審議をされているような状況です。

おそらく、それが通れば今年度分、令和7年度分だけの給食費の補填というかたちの今回の給食費の問題については、なると思うんですね。それで結局、約5,000万円の自主財源を使って、嘉島町がこの予算を通して支出する。その理由がわからないというふうに思っております。

そういうことで、今回動議を発議させていただきました。

以上でございます。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 質疑に対しては回数が制限されておりますので、討論のほうで、また個人的な意見を述べさせていただきます。

○議長（境野隆文君） 質疑は3回までは許されますが、大丈夫ですか。

○3番（穴井智子君） 大丈夫です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

○議長（境野隆文君） これより討論に入ります。まず、原案に賛成の方の討論はありませんか。どのような理由で、原案に賛成かを述べてください。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 町から出されました、一般会計予算原案に賛成という立場で討論を行います。私は二つの意見で、先ほど出ました修正動議には反対しているわけですが、一つはここに書いてあります、三党合意 2026年度の給食費無償化の実施の方針ということで、新聞報道等はされております。これに対して、政府と文部科学省とは温度差がありますようです。

もう一つの理由は、議会は住民代表の機関でありますので、住民の皆さんの反応はどうなのかと。住民の立場にたった議決をすべきだと、大筋はその二つです。

もう少し詳しく説明しますと、まず三党合意の関係ですが、自民党・公明党・日本維新の会の三党が合意し、小学校の給食の無償化と私立高等学校に向けて加算される就学支援制度、この2つをなんとか予算に盛り込もうということで、5月中旬を目処に制度設計の方針をまとめることを確認したというふうに報道されております。このなかで、給食費無償化を2026年度から小学校で実施の方針というふうにされております。このあたりが文部科学省と温度差があるんですけれども、石破総理の発言もぶれております。12月では、公平性をどう図るかという課題があると。きちんと解決したときに、次の段階に移ると。2026年度以降、できる限り早期の制度化を目指したいという発言をされております。2月の国会では、2026年度に小学校から実施するというふうに発言をされておりますけれども、新年度予算の成立が一番の課題でありますので、ここらへんの真意はわからないところでございます。

先ほど、文部科学省と温度差があると言いましたけれども、文部科学省は、基本的にはこのことについては慎重な姿勢をとっております。丁寧な議論を進めていくということで、文部科学省の幹部の中には、給食費の無償化は不公平にならない制度設計が必要であって、実現はかなり難しいというような発言をされております。これはどういうことかといいますと、一つは小中学校で主食・おかず・牛乳、完全給食という言い方がありますが、これが揃った給食を実施しますと、材料費だけで4,800億円かかるということで、この金額は現代の文部科学省の予算の1割を占めると、かなりのウェイトを占めております。

それと課題が多いというのは、給食費が小学校で4,688円、中学校で5,367円が全国平均ですが、一番高い県と一番低い県で1,800円の差があると。で、補助金をどの金額に決めるかによって、仮に高い給食費を払っている都道府県は手出しをしないといけなくなる。例えば、5,300円の給食費を払って、国の補助金が4,500円とすると、800円分は自治体が出ししないといけなくなるような、不公平感が出てくるから、ここも調整しないといけなくない。

それと現在の給食の実態ですが、全国すべての学校が完全給食をやっているわけではないようです。小学校では、完全給食、主食・おかず・牛乳で98.8%、中学校で89.8%で、中学校の場合は、公立とか国立とは私立とかありますが、格差がものすごくひどい。公立はほとんどできているんですけれども、国立の中学校で20.6%、私立では8.2%しか給食を実施していないと。また、佐賀市内の私立中学校では、18校ある中学校のうち10校は牛乳だけの給食、ミルク給食ということで弁当か市販の弁当を買って食べているということです。なかには、弁当を持参している子どももいらっしゃいますので、その方も無償化の対象にするのかとか、この公平性を保つのに非常に難しい問題があると言われております。これが一つ目です。

二つ目の、議会は住民代表の機関で住民の立場にあった議決をすべきということですが、私たちは住民の代表ですから、町民皆さんが給食費の一部無償化に反対しているのか、これが一番重要な課題だと思います。私たちは住民の声や心を代表する。これは議員必携に何度も出てくる言葉です。これが一番です。まず、ここを忘れてはいけないと思います。

給食無償化にかかる予算ですが、4,625万5,000円。これが高いか少ないかというのは、判断の基準があるがあるんですけれども、この金額というのは、一般会計予算に占める割合は0.58%です。もっとわかりやすく言えば、1,000円に対して6円、給食費が占めるということです。

財政が厳しい厳しいということで、冒頭に川野議員が委託料のことを話されましたけれども、私はまったく同じ考えを持っています。令和7年度の予算では8億5,000万円。いわゆる委託費と名前が載っているやつですから、中身を精査すれば、数字は減ってくると思うんですが、これだけのものが委託費に挙がっております。これは予算総額の10.61%を占めることになります。で、令和6年度よりも6,100万円ほど増加しております。川野議員も言われましたけれども、この委託費の随意契約とかそういうものがあれば、適正かどうかを精査すれば、お金が出てくるんじゃないかなと思います。8億5,000万円のうちに、仮に5%

削減できれば、4,200万円のお金が生みだせる。ですから、私が今回、一般会計予算の勉強会をしてほしいということで実現したのは、町の予算が硬直化しているんじゃないかと。よくよく中身を調べれば、無駄が省けるんじゃないかと。そういった意味で勉強会をしてほしいといったのでありまして。だから、給食費だけにスポットライトを当てるじゃなくて、町全体の予算を考えて、やっていくことが必要だと思います。

最後になりますが、木を見て森を見ずということになってはいけないと思いますので、この給食費の修正案に対しては反対、原案に賛成いたします。

以上で、私の考えを終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 園田議員の討論のお話の中に私と同じお考えの部分が相当ありましたので、そこは割愛させていただきます。私も原案に賛成です。その理由を述べさせていただきます。

まず、嘉島町というより国家財政との関係、社会保障だったり。給食費はなぜ教育委員会管轄なのか、皆さん少しお考えいただけたらと思います。社会保障が昭和50年ぐらいは年金の部分が3.9%で医療が5.7%、それから福祉・その他が2.2%だったんですね。令和7年では、予測ですけれども年金の部分が60.4%、医療の部分が54%、福祉・その他が34%。そういった状況に給食費無償化、園田議員が仰ったとおりじゃないかなと私個人的には考えております。それから、園田議員と被るところもありますけれども、9月1日時点で自治体独自の無償化を実施していた自治体は1,794自治体のうち722うち547自治体。給食がない学校とかもありますので、547自治体、30%において給食を実施する全ての小学校の児童・生徒に対象に、無償化を実施している。令和5年度の調査なので、更に無償化は増えていると思います。

財政負担のことを修正動議の中で言われていると思いますけれども、まずその確保は町長が大丈夫だと仰っていることもありますし、ここは町長、執行部の見解でふるさと納税等で予算確保は大丈夫だということを私は信じたいと思います。

それから福祉の管轄ではなく、教育委員会管轄ということで、すべての子どもが平等に教育を受けられる環境が整い、将来の社会貢献につながる可能性がある。健康で心身ともに成長した子どもたちは、将来地域社会を担う貴重な人材であることです。

先ほど、川野議員のほうにこどもまんなか政策ご存知ですかという質疑をさせていただきましたけれども、子どもたちが安心して育ち、その可能性を最大限に引き出せる社会を実現するための政策です。こどもまんなか政策の背景には、日本では少子化が本当に深刻になっております。子どもを取り巻く環境が変化していると。周りにそういう困った子たちが見えません。いないと皆さん思っているかもしれないけれども、本当に深刻な状況があると。その子どもたちの成長を支えるための政策がこどもまんなか政策ということです。

その政策の目的は何か。こどもまんなか政策の目的は、子どもたちが本当に安心して暮らせる環境、心身ともに健やかに育つ環境、将来の夢に向かって挑戦できる環境を提供することです。毎日の食事に心配することなく、毎日健やかに生活できる環境が与えられるということです。なぜ、こどもまんなかなのか。この日本を支えてきた高齢者はこれまで、戦後、日本を支えてきていただいて本当に感謝しております。じゃあもっと高齢者を大事にしないといけないんじゃないか、それはごもっともなご意見です。なぜ子どもばかりに充実させるのか、そういう貴重なご意見もいただきます。ただ、この日本を担っていく子どもたちが少子化で大変な状況にある。子どもの数を増やさないといけない状況なわけです。嘉島町においてもそうです。

国の予算などもこれから逼迫していくのかなと考えますので、この町でこの嘉島町の子どもたちを守っていかないといけないわけです。子どもたちにかけている予算は、高齢者の予算に対してはとてもなく、高齢者が57兆円であれば、子どもにかけている予算は9兆円ほどしかございません。この少子化が深刻化している将来の日本を支える図は、まさに逆三角形なんです。高齢者を支える子どもが本当に少なすぎて、支えられない状況になっている。そういう状況は、皆さん実感されているんじゃないでしょうかと思います。

子ども子育ての予算のない町は発展しないと思います。子ども子育てに優しくない町は発展しないと思います。未来はないと思います。

川野議員が仰った、ほかの4町に先駆けて無償化をする意味があるのだろうか。まさに、この瞬間だと思います。この瞬間をハッシュタグをつけてSNSで拡散されたと想像してみてください。私はとても悲し

い気持ちになります。＃子育て＃嘉島町＃優しくない町。子育て世代にSNSに一気に広がります。＃優しくない町＃加担する大人＃議員が反対。そうSNSで拡散されることを想像してみてください。もっと想像力をはたらかせていただきたいとおもいます。以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに原案に賛成の方の討論はございませんか。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） 6番 森下でございます。私も原案のほうに賛成させていただきたいと思っております。最初から本会議で討論、質問等あった中で、やはり執行部のほうにも段取りとか落ち度があったのではないかと私も思っております。しかし、町村外の議員の人たちともよく話すんですけども、嘉島町が給食費の無償化を先陣切って、やってくれたので私たちも胸を張って、そういう案件に対して発言ができるということを私も聞いております。

私は嘉島町のPRとしても、この給食費の無償化を提案されたところで、PRには本当にいいのかなと思っております。ただ単なる嘉島のためということなんですけれども、それを大前提に考えて賛成をしたいと思っております。私からの意思表示でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（境野隆文君） ほかに原案に賛成の方の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案にも修正案にも反対の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、修正案に賛成の方の討論はありませんか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） まず結論から申し上げます。私は修正案に賛成でございます。

私は学校給食費の無償化につきましては国が実施すべきものと考えます。なぜなら、日本国憲法が示します義務教育の無償化は過去にも教科書の無償化がなされております。給食費の無償化についても、既に政府において無償化を実現することが表明されております。先ほど、園田議員も仰いましたが、昨日の新聞報道によりますと、2026年度から小学校給食費の無償化については本年5月中旬を目処に制度設計の方向性をまとめるということでございます。全国で無償化を実施している自治体もございます。例えば、人口減少により、消滅自治体を回避せんがための人口の移住定住を促進するため、あるいは、長期的に強固な財政基盤を確保することができる、こういった理由があって、なんらか事情のために無償化を実施する自治体だと考えます。

我が町を見た場合、今年から、たった今から無償化の実施をやらなければならないという大きな名分は今のところ考えあたりません。今、子どもから高齢者まで嘉島町全体を考えてみますと、最も重要なことではないでしょうか。子どもから高齢者までしっかりと福祉がいきわたる住みよいまちづくりを一つひとつ着実にやっていかなければならないと考えます。

我が町には、町長ご承知のように住民の生活環境を確保するために絶対にやっていかなければならない課題は山のようにあります。現在の厳しい財政状況の中で、この課題にしっかりと向き合って、優先順位をつけ、財源をしっかりと確保して着実にこのことを実施に移すことが行政と私たちにとって最大のまちづくりと言えるのではないのでしょうか。

結論を申します。段階的な無償化でありましても、令和7年度からの実施は時期が早いのではないかと考えております。

以上でございます。

ほかに、修正案に賛成の方の討論はありませんか。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） 嘉島町は財政的に裕福かという、私はそうは思いません。裕福ではないと思いますので、郡内他町に先駆けて一般財源とするのではなくて、他の町と足並みを揃えるべきではないかというふうに思います。

今年の予算をみますと、80億2,900万円。このうち基金繰入、貯金の取り崩しが10億7,325万円ほどあります。8分の1以上です。それだけ貯金を取り崩ししてでも、したいということなんですけれども、そこまで貯金を取り崩してすべきなのかと私は疑問に思います。以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第21号 令和7年度嘉島町一般会計予算に対する修正動議については、提出されました修正議案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（境野隆文君） お座りください。

次に反対の方、ご起立願います。

〔反対者 起立〕

○議長（境野隆文君） お座りください。

ただいま、賛成者7名 反対者3名です。よって、本案は修正案のとおり可決しました。

次に、修正案を除く原案に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（境野隆文君） 修正案を除く原案は、原案とおり可決します。

ここで、この修正議案に関連する議員提出議案が2件提出されております。しばらくお待ちください。

まず最初に、川野議員から、議員提出議案第5号 国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。議員提出議案第5号 国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書をただちに日程に追加し、追加日程第1とし採決します。追加日程第1 議員提出議案第5号 国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書について、説明を求めます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 令和7年3月7日提出 嘉島町議会議長 境野 隆文 様

提出者 嘉島町議会議員 川野 伸一

賛成者 嘉島町議会議員 森田 義雄 同じく 増岡 司

議員提出議案第5号 国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書について

別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により、国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書を提出します。

国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書（案）

子ども世代の食体験は、「五感に染み込んで養分となり、人格を育て、深く人生に関与する」と言われております。食というものがその人に与える影響がいかに大きいものかこれを基本に考えなければなりません。

2005年に「食育基本法」が制定され、それによって2009年に学校給食法が大きく改正されたことで、教科学習とともに学校給食は食育推進のための重要な柱と位置づけられ、教育上の位置づけが法的に明確化されました。学校給食は、子どもの心身の健全な発達や食に対する正しい理解を行ううえで重要、かつ、学校生活を豊かにして明るい社交性及び協同の精神を養うために必要であることが謳われています。

また、政府は、次元が異なる少子化対策を実現させるため、2023年12月に閣議決定した「子ども未来戦略」において、保護者負担である学校給食費無償化の実現に向けて取り組むことを示しています。

現在、公立の小中学校をはじめとする義務教育諸学校の学校給食は、学校設置者である自治体を実施しているが、給食費の取り扱いについては、自治体の方針によって保護者負担の状況が異なっています。

そうした中、全国知事会からは「学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮したうえで、国の責任と財源による制度設計を行うこと」との提言もなされています。

子どもたちの心身の成長において学校給食の果たす役割の重要性を総合的に考え合わせれば、学校給食は自治体の方針に左右されず無償で実施すべきであるとともに、物価高騰が家計に深刻な影響を与えている状況の中で十分な栄養価の確保及び子育て世帯の負担軽減の観点からも無償化を求める声が広がるなか、今国会衆議院予算委員会で石破首相の発言において2026年度中早期に小学校給食費の無償化を制度設計し目指すとのことでした。

国の責任において、子どもたちの健やかな成長・発達に不可欠な学校給食を無償化している自治体の取り組み実態や食育の推進なども考慮したうえで、国の財政支援によって、義務教育諸学校の学校給食費無償化を地域間格差の早期解消のため実現するよう強く要望します。

記

1. 国の責任で義務教育諸学校の給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月7日 熊本県上益城郡嘉島町議会

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

総務大臣 村上 誠一郎 様

財務大臣 加藤 勝信 様

文部科学大臣 あべ 俊子 様

内閣府特命担当大臣 三原 じゅん子 様

(子ども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助)

以上、意見書を提出しますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(境野隆文君) それでは、議案の質疑 討論 採決をおこないます。

これより、議員提出議案第5号 国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○5番(園田義宣君) 議長。

○議長(境野隆文君) 園田議員。

○5番(園田義宣君) ただいま、意見書をいただいたのですが、事務手続き上は提出者と賛成者がいれば、議長に出せるということになっておりますけれども、こういう審議の場でポツともらって、これを内容を見れと言われても、十分に中身を見ることができないんですよね。これを出すということがいつの時点で決まったのかわかりませんけれども、もしこういうことを出しますよということであれば、ペーパーでなくても情報提供を全議員にしておくことをお願いしたいんですけれども、それは可能でしょうか。

以上です。

○議長(境野隆文君) ただいまの園田議員の討論に対しましては、賛成者のほうから答弁をお願いしたいと思いますが。

○8番(増岡司君) 議長。

○議長(境野隆文君) 増岡議員。

○8番(増岡司君) ただいまの件につきましては、今後、議会運営委員あたりで検討するならばと私は考えます。これからの議会運営委員会の課題と思っております。

以上です。

○議長(境野隆文君) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 反対者も賛成者も討論がないと認め、これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議員提出議案第5号 国の責任で学校給食費無償化の実施を国に求める意見書については、提出議案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長(境野隆文君) お座りください。

賛成者多数。よって、本案は原案のとおり可決しました。

それでは次に、川野議員から、議員提出議案第6号 学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置についてが議題として提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。議員提出議案第6号 学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置についてをただちに日程に追加し、追加日程第2とし採決します。

追加日程第2 議員提出議案第6号 学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置について説明を求めます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 令和7年3月7日提出 嘉島町議会議長 境野 隆文 様

賛成者 嘉島町議会議員 森田 義雄 同じく 増岡 司

議員提出議案第6号 学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置について

別紙のとおり会議規則第14条第1項規定により、学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置についてを提出します。

提案理由 議会において、学校給食費の無償化に関する調査を目的とし、協議検討するため特別委員会を設置する。

学校給食費の無償化問題特別調査委員会設置に関する決議（案）

次のとおり学校給食費の無償化問題特別調査委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 学校給食費の無償化問題特別調査委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第4条
- 3 目的 学校給食費の無償化に関する調査
- 4 委員の定数 11人
- 5 調査期間 調査終了日まで

以上でございます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（境野隆文君） それでは、議案の質疑 討論 採決をおこないます。

これより、議員提出議案第6号 学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 学校給食費の特別委員会ですけれども、先ほどの議論で乱暴な言い方しますと、国がするのを待っておけばいいじゃないかということで、そうするといろいろな無償化のルールは国が決めたルールが下りてくるということになるんですけれども、その中で町の議会で無償化に関する調査ということなんですが、具体的に何を調査するのか、わからないので詳しくご説明いただけますか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ただいま園田議員のほうから、具体的にどのようなことを調査するのかとのお尋ねでございますけれども、まず郡内、そして県内、学校給食費の無償化に関してはいろいろな考え方がこれからあると思います。また、国のほうでは間近にいろいろな制度設計もやっついこうというようなことでございますので、これからどういった制度設計になるのかとか県内の取組みはどういったことをやっていくのか、そういったことも調査の対象になっていくのではないかなと考えております。

まして、これからやるべきことは国に対して、できるだけ自治体の財源の持ち出しが少なくなるようにできるだけ国のほうからの支援が多い財政運営、財政設計をしていただけるように私たちはこれから県、そして国のほうにはたらきかけをやっついかなければならないのではないかなと私は考えます。

以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 穴井です。学校給食費の無償化問題、問題という名称になっておりまして、無償化があたかも問題のような表現に少し違和感があります。そして、園田議員のほうからもありましたように、今朝、実は全員協議会が9時半から行われているわけですね。ほかの皆さんはご存知だったかもしれませんが、一部の議員はこういうことを全く知らないで、この議場に入っているわけです。その状況を考えますと、フェアじゃないかなと。こういうことを考えているんだというような共有もなされないまま、

この議場に入っているわけです。ここには朝、議長のほうにタブレットの持ち込みの許可をお願いしましたがけれども、それにも少し至難を示されたような状況でした。

地方自治法第109条及び委員会条例第4条、まさにこの資料さえも手元にない状態で、これを認めてくださいと、ここで可決してくださいと言われるのもどうなのかな私個人的には思います。皆さん、地方自治法第109条及び委員会条例第4条が頭に入っていらっしゃる議員がどれぐらいいらっしゃるでしょうか。本当に疑問に思います。

それから、目的、無償化に関する調査はわかりました。委員の定数、11人と表記がありますけれども11人は誰を指すのでしょうか。委員はどなたが対象なんでしょうか。そういった打ち合わせも何もなくここにポッと出されて、共有もなされないまま、この設置については不可解と言いますか疑念があるということ川野議員のほうに質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 穴井議員の質問にお答えします。

事前に資料がなかった、説明がなかったということですがけれども、21号の令和7年度予算において修正動議を提出させていただいて、その可否がわからない状態でしたので、一応提出者としては賛否をとった後に、先ほどの意見書の議案も一緒ですがけれども、可決された場合のその後の対応ということでこれは提出させていただきました。

今、内容についてもお尋ねございましたけれども、これはあくまで案でございますので、この場で賛否をとっていただいて、賛成されるか反対されるかということでございますので、それ以上は私のほうからは説明はできないというふうに思います。

以上です。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 今、川野議員のほうに質問しましたが、委員の定数11人と。もちろん議員のことだろうとは思いますがけれども、先ほど言いましたようになんら共有されずに今ここに決議を求めているわけで、調べる時間もなくて今ここで決議をするというのはどうなのかなと思いましたが、質問させていただきました。あとで討論のときに自分の意見を述べさせていただきます。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○6番（森下文夫君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森下議員。

○6番（森下文夫君） 6番 森下でございます。

私からは提出議案が出ましたので、そのことについて。私を感じるのが学校給食費の無償化の問題特別委員会、これは名前にしか過ぎないと思いますけれども、この無償化の問題という題名はどうも腑に落ちないというか、問題をここで洗い出すような感じの特別委員会ではないかと疑念を抱くわけでございますけれども。私からの提案としては、推進というふうに変えてもらい、前向きに、学校給食無償化をどのようにしたら実現できるのかというような調査、取組み等のほうに変えていただければと思っております。

私からは以上です。

○議長（境野隆文君） ただいまの森下議員の発言は、議案に反対の方向で修正をしてほしいということよろしいでしょうか。

○6番（森下文夫君） はい。

○議長（境野隆文君） ほかにこの議案に反対される方はいらっしゃいますか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 穴井です。先ほども申しましたように、森下議員も仰ったように、名称をです。あたかも無償化をする問題があるというような認識に捉えがちかなとご一考いただけたらと。

もしくは、ここで決議を急がず時期を改めてもいいのかなと。

それから、個人的な意見ですが地方自治法第109条及び委員会条例第4条というのは何なのか。それを詳

しく川野議員のほうに説明を求めます。

それから、先ほど全員協議会の中で学校給食の要綱が、案ですけれども予算が通った折には明確に提出しますと、議員のほうにもお知らせする予定でしたと、教育委員会のほうからそういったご説明でした。それとなんら変わらないと思います。いかがでしょうか。

○議長（境野隆文君） ただいまの穴井議員の討論に対しまして、賛成者の方々の討論はございますか。

ただいま、穴井議員から討論された議案に対しましては、一旦保留とさせていただいてもよろしいでしょうか。賛成者からの討論がございませんので、保留をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 意見は1回なんですけれども。

○3番（穴井智子君） この根拠です。地方自治法第109条及び委員会条例第4条を川野議員のほうからご説明をいただきたいということに関してはいかがでしょうか。

○議長（境野隆文君） しばらくお待ちください。

○3番（穴井智子君） 【議席から発言】川野議員に答えていただければ。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 質疑の時間ではございません。討論の時間でございますので、穴井議員の問いについては控えたいと思います。以上です。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 討論は1回です。

○3番（穴井智子君） 【議席から発言】もう終わり。

○議長（境野隆文君） 討論については一人1回となっておりますので、ご理解ください。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議員提出議案第6号 学校給食費の無償化問題特別調査委員会の設置については、提出議案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（境野隆文君） お座りください。

ただいま、賛成者7名 反対者3名です。よって、本案は原案のとおり可決しました。

それでは引き続き、特別調査委員の選任を行います。

特別調査委員の選任については、先ほど決定しましたとおり、委員の定数は11名でありますので、議員全員としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。学校給食費の無償化問題特別調査委員会の委員は、嘉島町議会議員全員を選任することに決定しました。

ここで、委員会を開催し、正・副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室へお集まりください。

議員の方々は委員会設置についての話し合いを行われますので、時間が11時45分を超える可能性がありますので、ここで一旦昼の休憩に入りたいと思います。これより先は1時半より開会いたします。

休憩 午前11時40分

○議長（境野隆文君） 定刻前でございますが、休憩前に引き続き会議を開きます。

特別調査委員会において、委員長に森田議員、副委員長に春日議員が互選されました。以上、報告いたします。

議案第22号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第22号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第23号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第23号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第24号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第24号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第25号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第25号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第26号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 3番 穴井です。

令和6年度嘉島町簡易水道事業予定損益決算書をご覧ください。22ページ、23ページになるかと思います。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算になりまして、私も法人をもっておりまして、企業会計

等に過去の税務事務所会計の経験もありますので、この決算書について少し担当課長にお尋ねしたいと思います。

まず、営業収益がご覧のとおり、単位が円なので338万2,856円、受託控除収益は0円、その他営業収益が101万円で一般企業でいうと売上のものが439万2,856円。それに対して支出、営業費用。浄水費だったり給水費だったり、諸々ありまして減価償却費が固定資産に対する減価償却というかたちになりまして、その他の営業費用というのが4,723万9,000円で、営業損失が4,284万6,144円というかたちになっております、ご覧のとおりですけれども。営業外収益、他会計補助金4,027万3,000円、長期前受金収益戻入1,098万1,826円、営業外費用が支払利息266万7,776円、雑支出141万898円とありまして、ここにきて計上利益が433万6,198円。プラスにはなっているんですけれども、営業収益と営業費用単独で考えた場合、営業損失が4,200万という数字になっておりまして、営業外収益、他会計補助金、長期前受金収益化戻入というのがあって、はじめてプラスになっているような状況なので、そこをもう少し、勉強会等で質問ができませんでしたので、詳しくご説明を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 建設課長の橋本でございます。3番 穴井議員の質疑にお答えいたします。

営業収益、収入より営業費用、支出が大きくなり、営業損失が生じている状況についてご説明します。簡易水道事業は令和3年10月から給水開始と、まだ日も浅く、現時点で給水を行なっている世帯が約100世帯と少ないため、現時点においては料金収入が少ない状況でございます。しかし、営業費用いわゆる支出に関しましては、設備管理費や各設備を稼働させるための動力費、これは電力料金になりますけれども、これらは常に必要となるため、給水人口がある一定以上となり、収入が増えるまでは一般会計とは異なり、収入より支出が大きくなってしまいます。よって、営業外収益の国庫補助金や他会計補助金をもって経常利益がプラスになるように調整を行なっております。ただいま申し上げました他会計補助金とは、町からの一般会計補助となります。

では、この町からの一般会計補助に頼らないためにはどのようにすればよいかというお話になりますが、やはり給水人口を増やす以外に方法はなく、嘉島東部台地土地区画整理事業ゆうすいの杜並びに井寺区や北甘木区などの既存集落へ供給範囲を広げ、給水人口と料金収入を増やすしか方法がない状況でございますので、1日でも早く給水人口が増えるように事業推進に努めてまいりたいと思います。

以上が質疑の回答となります。よろしくお願いいたします。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。この事業に際しては令和3年10月からということで、過去の決算書を見るに毎年このような状況かと思えます。令和4年、令和5年、そしてこの令和6年と。まさに、この事業だけでは成り立っていないということになります。

わかりました。また、次の議案のときにも同じようなことがあるかと思えますので、まとめてご質問します。ありがとうございます。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第26号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第27号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 続けて申し訳ございません。

同じく、令和6年度嘉島町下水道事業予定損益決算書。同じような質問になりますが、こちらも営業収益、こちらは単位が1,000円ですので、1億6,636万5,000円。その他の営業収益が29万円。営業費用が諸々ございまして、減価償却費などもございまして、合計の3億6,656万4,000円。ページでいいますと20ページ、21ページです。営業損失が1億9,990万9,000円で、簡易水道のほうと同じく営業外収益のなかに3番 他会計補助金、それと長期前受金収益化戻入というのがありまして。営業外費用、支払利息が5,161万5,000円。支払利息ですので借金に対する利息というかたちになります。ここで5,000万円くらいの利息を支払っているという現状でございます。

ここではじめて計上利益が3,148万9,000円と。同じような質問になりますけれども、他会計補助金と長期前受金収益化戻入があって利益が出ているような状態でございますので、そこも詳しくご説明をいただきたいと思います。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 建設課長の橋本でございます。3番 穴井議員の下水道事業のほうに関しましての質疑にお答えします。

下水道事業は平成17年9月に供用を開始し、町内の広範囲にわたり事業が進捗しております。しかし、事業は現在も進捗中であり、また施設維持管理や動力費は常に必要となることで、収入より支出が上回る状況となっております。また、先ほど申し上げました平成17年9月からしますと、供用開始から約20年の月日が経過しており、終末処理場をはじめとする各週機械や電気設備の更新などにも多額の費用を要し、下水道収入だけでは約9割しか賄えておりません。よって、簡易水道事業と同様に営業外収益の国庫補助金や他会計補助金をもって計上利益がプラスになるように調整を行っております。

今後におきましては、下水道への接続率が向上し、使用料収入が増加すれば一般会計補助金も減少していくという試算をしております。しかし、今後はますます維持管理費用も嵩み、下水道利用者が増えることで、現存する終末処理場の2つの処理をするための池がございますけれども、それが更には1つまたは2つ増やす時期がくることも予想されるため、経営の健全化を図るためには、ゆくゆくは下水道使用料改定も検討しなければならない可能性があることを申し添え、質疑に対する回答といたします。よろしく願いいたします。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ご回答ありがとうございます。

率直に申しまして、一般企業の法人会計でいくと赤字決算というかたちになり、一般財源をこちらの会計のほうにもっていかなければ、成り立っていつていないという状況が長く続いているわけですね。思うに、あまりそこについて問題視をされたこともこれまでなかったようにも思いますので、町民の理解だったり、公募だったりというのあまり積極的に聞きしたこともあまりなかったのです。

収支のバランスがとれるのが、だいたいどれぐらいでとれるというような予測を町は試算をされているのかなというところをもう1点お尋ねいたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 建設課長の橋本です。簡易水道事業におきましては、既存集落の北甘木と井寺区と、メインはゆうすいの杜、約70haの範囲をもって簡易水道事業は100%の範囲と設定しております。つきましては、そちらのゆうすいの杜を中心に北側に位置する井寺区、南側に位置する北甘木区の全ての範囲において給水管を埋設し、そこにお住まいの方が全て給水を受けられるようになりまして、現金徴収がイコールで入ってくるようになりますと、何度か言葉が出てきておりますけれども営業収益が増えまして、町からの一般会計の他会計補助金は0になるというところになりますので、具体的に期間がどれだけかかるかという話になりますと、この場で何年というふうには明言できませんけれども、ゆうすいの杜の進捗がメイン、イコールになってくるのかなという状況でございます。

下水道におきましては、処理区域人口が現在、整備計画区域面積を452.6haという事業計画のもと事業を進めておりまして、そのうち現在整備済み面積が263.7%、整備率としまして58.3%という状況で、やっと半分を超えたかなという状況でございますので、これもざっくり月日に換算し直しますと、平成17年からということで、約20年で約58%になりますので、ざっくり言いますと100%の整備計画区域面積を終わらせるためには約20年近くかかるのかなというふうに、今のこの机上の数字だけを見ますと、なっております。

あとは国からの補助金等がどれだけ多く下りてくるかによって、また事業の進捗スピードは変わってくるかと思うんですけども、こちらのほうも整備計画区域面積の全て整備が終わりまして、そこにお住まいの方たちが下水道に接続されて料金として返ってくるようになれば、町の一般会計補助が限りなく0になりまして、収支としましては収入が上回ってくるようになりますと予測しております。

しかし、繰り返しになりますけれども、月日が経てば維持管理費が上がってきますので、その点に関しましては料金改定等をもって、維持管理・メンテナンスする費用に充てていくということも検討していくことが今後予想されます。

以上でございます。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第27号 令和7年度嘉島町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。しばらくお待ちください。

ここで今後の議事に関連がありますので、配布しました内容のとおり追加日程とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） お諮りします。

各常任委員会委員の任期が令和7年2月28日で満了しましたので、各常任委員会委員を選出する必要があります。常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。選任の方法については、議長推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、選任の方法は議長推選によることに決定しました。

今、配布いたしました推選を読み上げます。

総務文教常任委員会委員に4番 齊藤議員、8番 増岡議員、9番 川野議員、10番 森田議員、11番 私、境野を、産業厚生常任委員会委員に1番 春日議員、2番 木下議員、3番 穴井議員、5番 園田議員、6番 森下議員、7番 満田議員を推選したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。各常任委員会委員は、推選（案）のとおり決定しました。

ここで、各常任委員会を開催するため暫時休憩いたします。各常任委員の方々は、正・副委員長の方々の互選を行い、その結果を議長までご報告をお願いいたします。ただいま、2つの委員会の議員を申し上げましたので、この議場内で委員会ごとに集まり、正・副委員長の選任をお願いいたします。

○議長（境野隆文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、報告します。

総務文教常任委員会委員長に増岡議員、副委員長に齊藤議員。

産業厚生常任委員会委員長に満田議員、副委員長に穴井議員が互選されました。

議長の交代により、私が議会運営委員を辞任いたしたいと思います。

お諮りします。議長の議会運営委員の辞任を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。

よって、議長の議会運営委員の辞任を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議長の議会運営委員の辞任を議題といたします。

それでは、私の辞任の件に関する議題ですので、議長席を副議長と交代いたします。

○副議長（川野伸一君） それでは、議長に代わりまして、私が議事を進めます。

追加日程第4 議長の議会運営委員の辞任を議題と致します。

地方自治法第117条の規定によって、境野議長の退場を求めます。

境野議長から、議長に就任したとの理由によって、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川野伸一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。境野議長の入場を求めます。

境野議長に告知します。議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、議長と交代します。

○議長（境野隆文君） お諮りします。議会運営委員会委員に1名の欠員が生じたことと、先の条例改正により議会運営委員会の人数が5名となりましたので、議会運営委員を新たに2名選出する必要があります。

議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。選任の方法については、議長推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、選任の方法は議長推選によることに決定しました。

委員会条例第5条第4項の規定により、森田 義雄議員、春日 公和議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森田議員、春日議員を議会運営委員とすることに決定しました。ここで、議会運営委員会を開催するため暫時休憩いたします。

議会運営委員の方々は、空席となった副委員長長の互選を行いその結果を議長までご報告をお願いいたします。

○議長（境野隆文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、副委員長に増岡議員が互選されました。

議長の交代により、私が御船地区衛生施設組合議会議員を辞任いたしたいと思います。

お諮りします。議長の御船地区衛生施設組合議会議員の辞任を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議長の御船地区衛生施設組合議会議員の辞任を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 議長の御船地区衛生施設組合議会議員の辞任を議題といたします。

私の辞任の件に関する議題ですので、議長席を副議長と交代いたします。

○副議長（川野伸一君） それでは、議長に代わりまして、私が議事を進めます。

追加日程第6 議長の御船地区衛生施設組合議会議員の辞任を議題と致します。

地方自治法第117条の規定によって、境野議長の退場を求めます。

境野議長から議長に就任したとの理由によって、御船地区衛生施設組合議会議員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（川野伸一君） 異議なしと認めます。よって、議長の御船地区衛生施設組合議会議員の辞任を許可することに決定いたしました。境野議長の入場を求めます。

境野議長に告知します。議長の御船地区衛生施設組合議会議員の辞任を許可することに決定しました。

議長と交代します。

○議長（境野隆文君） お諮りします。御船地区衛生施設組合議会議員に1名の欠員が生じたこととなりましたので、御船地区衛生施設組合議会議員を新たに1名選出する必要があります。

御船地区衛生施設組合議会議員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、御船地区衛生施設組合議会議員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

追加日程第7 御船地区衛生施設組合議会議員の選任を行います。

選任につきましては、議長の指名推選としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、森田 義雄議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森田議員を御船地区衛生施設組合議会議員とすることに決定しました。

森田議員の議長辞職により、上益城広域連合議会議員と熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞任したいと申し出がっております。

お諮りします。上益城広域連合議会議員の辞任及び熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任をそれぞれ日程に追加し、追加日程第8、第9を議題とし、一括審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、上益城広域連合議会議員の辞任及び熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を日程に追加し、追加日程第8、第9とし、議題とすることにご異議ありませんか。

追加日程第8 上益城広域連合議会議員の辞任と追加日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、森田議員の退場を求めます。

森田議員から、議長を辞任したとの理由によって、上益城広域連合議会議員と熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、森田議員の上益城広域連合議会議員と熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を許可することに決定いたしました。森田議員の入場を求めます。

森田議員に告知します。上益城広域連合議会議員と熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任を許可することに決定しました。

お諮りします。上益城広域連合議会議員と熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたこととなりましたので、上益城広域連合議会議員、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員を新たに選出する必要があります。

上益城広域連合議会議員の選任についてと熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選任についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第10、第11として議題とし、一括審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、上益城広域連合議会議員の選任についてと熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10、第11として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選任と追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選任を行います。

選任につきましては、議長の指名推選としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。それでは、私、境野 隆文をそれぞれの議会議員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、私、境野 隆文を上益城広域連合議会及び熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員とすることに決定しました。

増岡議員より、現在、議会広報特別委員会委員と嘉島町監査委員会委員の職についておりますが、現在の議会広報特別委員会委員を辞任したいと申し出がありました。

お諮りします。議会広報特別委員会委員の辞任を日程に追加し、追加日程第12とし、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の辞任を日程に追加し、追加日程第12とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第12 議会広報特別委員会委員の辞任を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、増岡議員の退場を求めます。

増岡議員から、議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。 本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、増岡議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。増岡議員の入場を求めます。

増岡議員に告知します。議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

お諮りします。議会広報特別委員会委員に1名の欠員が生じたこととなりましたので、議会広報特別委員会委員を新たに1名選出する必要があります。

議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議会広報特別委員会委員の選任を行います。

選任につきましては、議長の指名推選としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。それでは、春日 公和議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました春日議員を議会広報特別委員会委員とすることに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議員提出議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第2 議員提出議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決となっております。

議員提出議案第1号 嘉島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 議員提出議案第4号 嘉島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について、嘉島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月7日提出 提出者 嘉島町議会運営委員長 川野 伸一

嘉島町議会議長 境野 隆文 様

提案理由 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、本議案を提出するものであります。詳細につきましては別紙を参照していただき、ご審議願います。よろしく願いいたします。

○議長（境野隆文君） 以上で提出者の説明を終わります。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議員提出議案第4号 嘉島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議員派遣の件について

○議長（境野隆文君） 日程第3 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会までの間における議員派遣については、お手元に配付のとおりであります。

日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。

なお、緊急を要する場合は必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（境野隆文君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査、事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中も継続調査とすることに決定しました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から同意案第1号 農業委員会の委員の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第1号は追加日程第14として議題とすることに決定しました。

同意案第1号 農業委員会の委員の任命についての件を議題とします。

本件は、4番 齊藤議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によ

り除斥に該当しますので、齊藤議員の退場を求めます。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 議同意案第1号 農業委員会の委員の任命について、次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月7日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 農業委員会の現委員の任期が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに委員として任命したく、議会の同意を求めるものであります。委員候補者については、別添資料のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。本案は、町長より提案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第1号 農業委員会の委員の任命については、同意することに決定いたしました。齊藤議員の入場を求めます。

齊藤議員に通告します。同意案第1号 農業委員会の委員の任命については、同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から同意案第2号 農業委員会の委員の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第5号は、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

同意案第2号 農業委員会の委員の任命についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第2号 農業委員会の委員の任命について、次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月7日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 農業委員会の現委員の任期が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに委員として任命したく、議会の同意を求めるものであります。委員候補者については、別添資料のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。町長から提案の15名を列記した本案は、農業委員候補者を一括して採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第2号 農業委員会の委員の任命については、一括して採決することに決定しました。

お諮りします。同意案第2号 農業委員会の委員の任命については、町長より提案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第2号 農業委員会の委員の任命については、同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付されました案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。これで、令和7年第1回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

なお引き続き、議員控室において、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

閉会 午後2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和7年第1回 定例会

令和7年4月発行

発行人 嘉島町議会議長 境野 隆文
編集人 嘉島町議会事務局長 下田 雅文

